

參考資料

1 都市計画マスタープラン策定の取組み経緯

平成19年度

- 業務委託コンサルタント決定 「(株) パスコ」 (平成19年 8月)
- 「菊池市のまちづくり」市民アンケートの実施 (平成19年10月)
- 「菊池市のまちづくり」高校生アンケートの実施 (平成19年10月)

平成20年度

- 菊池市都市計画マスタープラン地域別構想ワークショップの開催
 - ◇第1回ワークショップ (平成20年 7月29日)
 - ◇第2回ワークショップ (平成20年 9月 4日)
 - ◇第3回ワークショップ (平成20年 9月24日)
 - ◇第4回ワークショップ (平成20年10月29日)

- 市議会、市都市計画審議会への素案の説明 (平成21年 2月)

平成21年度

- 都市計画マスタープラン(案)のパブリックコメント (平成21年5月~6月)
- 第1回地域住民説明会 (平成21年 5月)
- 第2回地域住民説明会 (平成21年9月~平成22年2月)
- 市都市計画審議会への中間報告 (平成22年 2月)

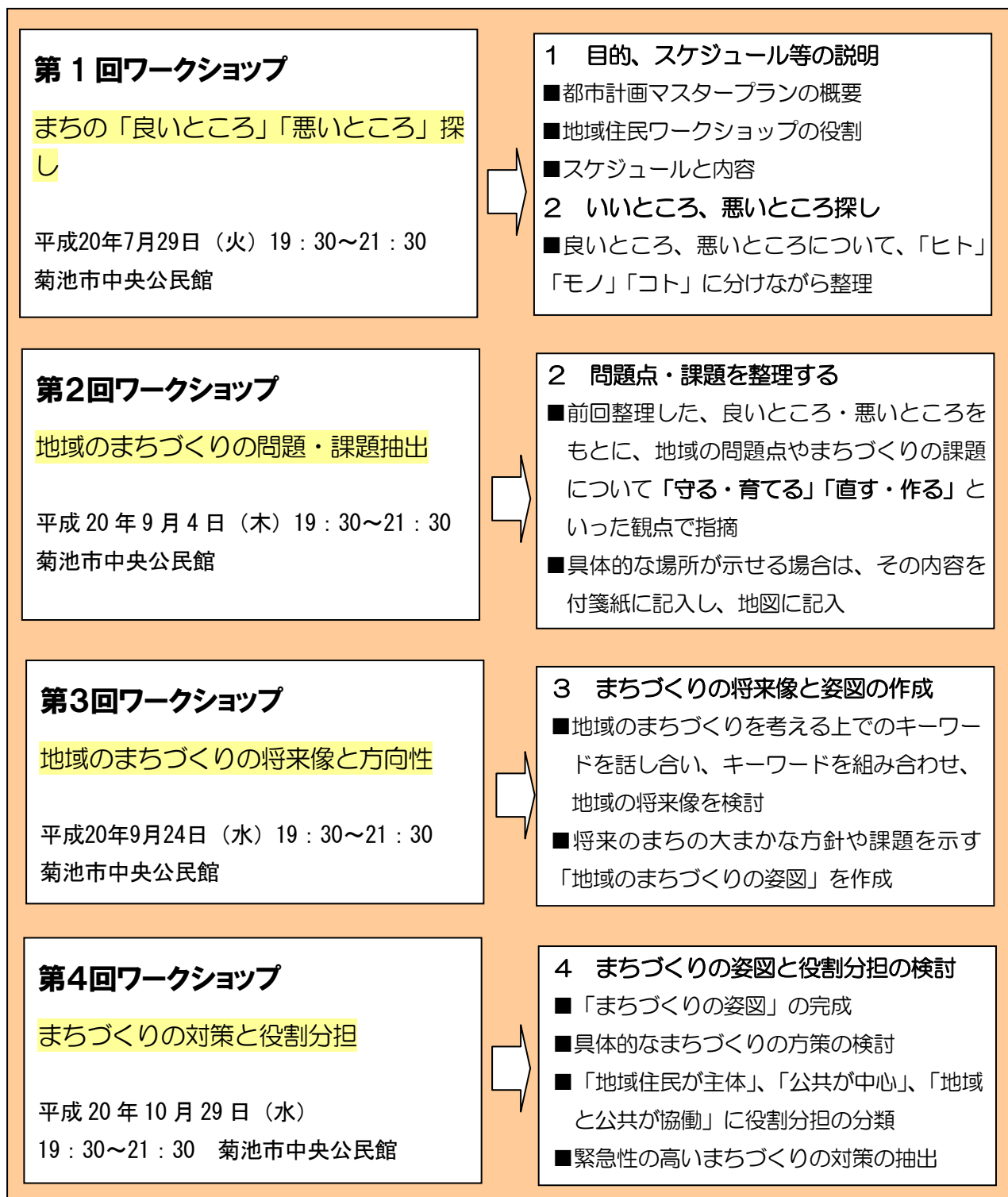
平成22年度

- 市議会 都市計画マスタープラン(案)説明 (平成22年 7月)
- 市都市計画審議会 都市計画マスタープラン(案)諮問 (平成22年 8月)
- 都市計画マスタープランの公表・県知事への報告 (平成22年 9月)

2 地域別まちづくりワークショップの検討経緯

(1) 地域別まちづくりワークショップの経過

- ◇ 菊池市都市計画マスタープラン地域別構想を策定するにあたり、4地域（菊池地域、七城地域、旭志地域、泗水地域）を対象としたワークショップを開催しました。
- ◇ ワークショップでは、地域に関わる多様な立場の住民の参加を得て、各種の共同作業や意見交換を通じて菊池市のまちづくりや居住する地域ごとのまちづくりについての意見や考え方などを集約し、これらを可能な限り反映した計画（案）を作成しました。



第1回ワークショップ

まちの「良いところ」「悪いところ」探しを行いました。

◇平成20年7月29日（火）、菊池市中央公民館にて「第1回住民ワークショップ」を開催しました。4地区から47名が参加され、活発な意見が出され、それをグループごとにとりまとめました。まちの「良いところ」として、自然環境や歴史、人情味、温泉、昔からの行事などが出され、一方「悪いところ」として、後継者不足、伝統文化などの衰退、交通問題、活性化などが出されました。



「良いところ」

- ◇ 自然環境
- ◇ 歴史
- ◇ 人情味
- ◇ 温泉
- ◇ 伝統行事

「悪いところ」

- ◇ 後継者不足
- ◇ 交通問題
- ◇ 地域活性化

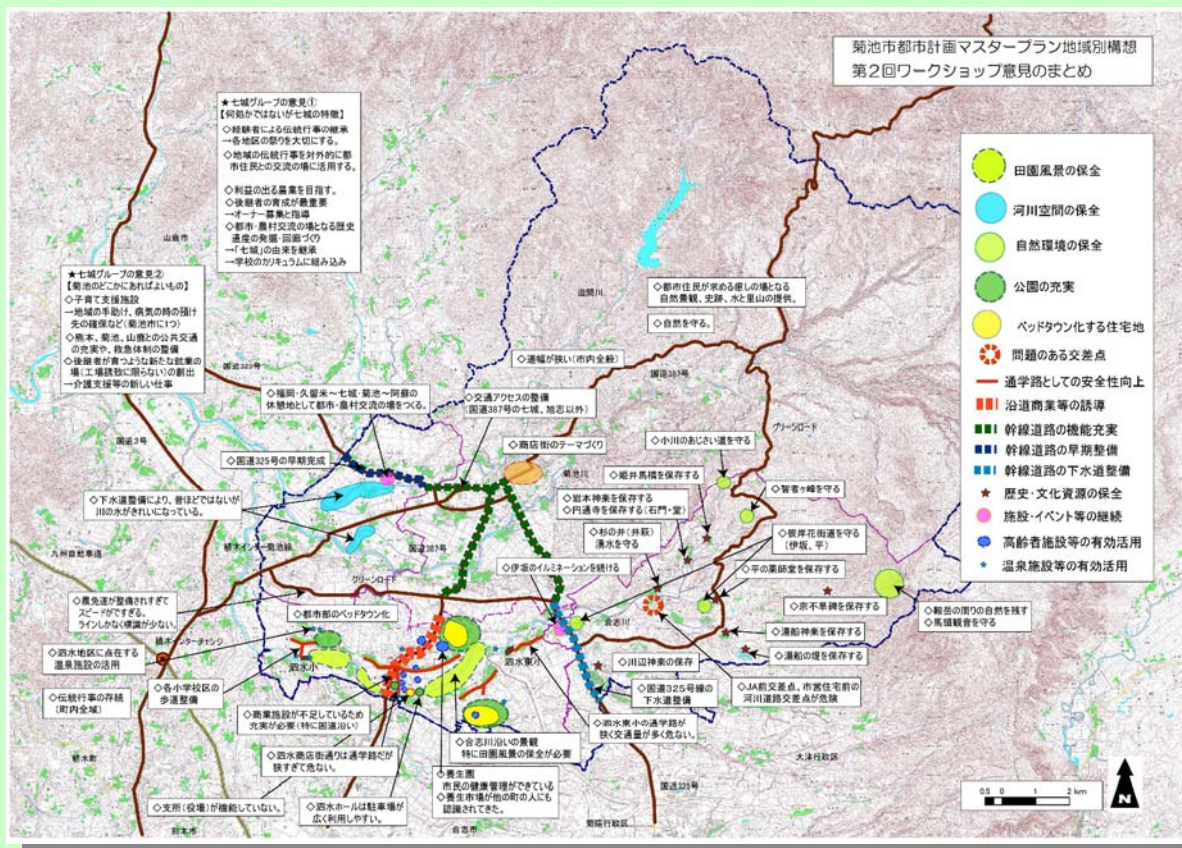


第2回ワークショップ

地域のまちづくりに向けた課題について、地図を使いながら考えました。

◇平成 20 年9月4日（木）、菊池市中央公民館にて「第2回住民ワークショップ」を開催しました。前回の意見を整理しながら、ことばや地図で表現し、それをグループごとにとりまとめました。

◇『守る・育てる』では、「自然」「歴史・伝統」「農業」「子どもや後継者」「コミュニティ」「美しい景観」など、『直す・作る』では、「観光地としてのアピール」「子育ての場の充実」「交通・道路整備」「農業・産業の活性化」「生活利便施設等の充実」などに整理されました。

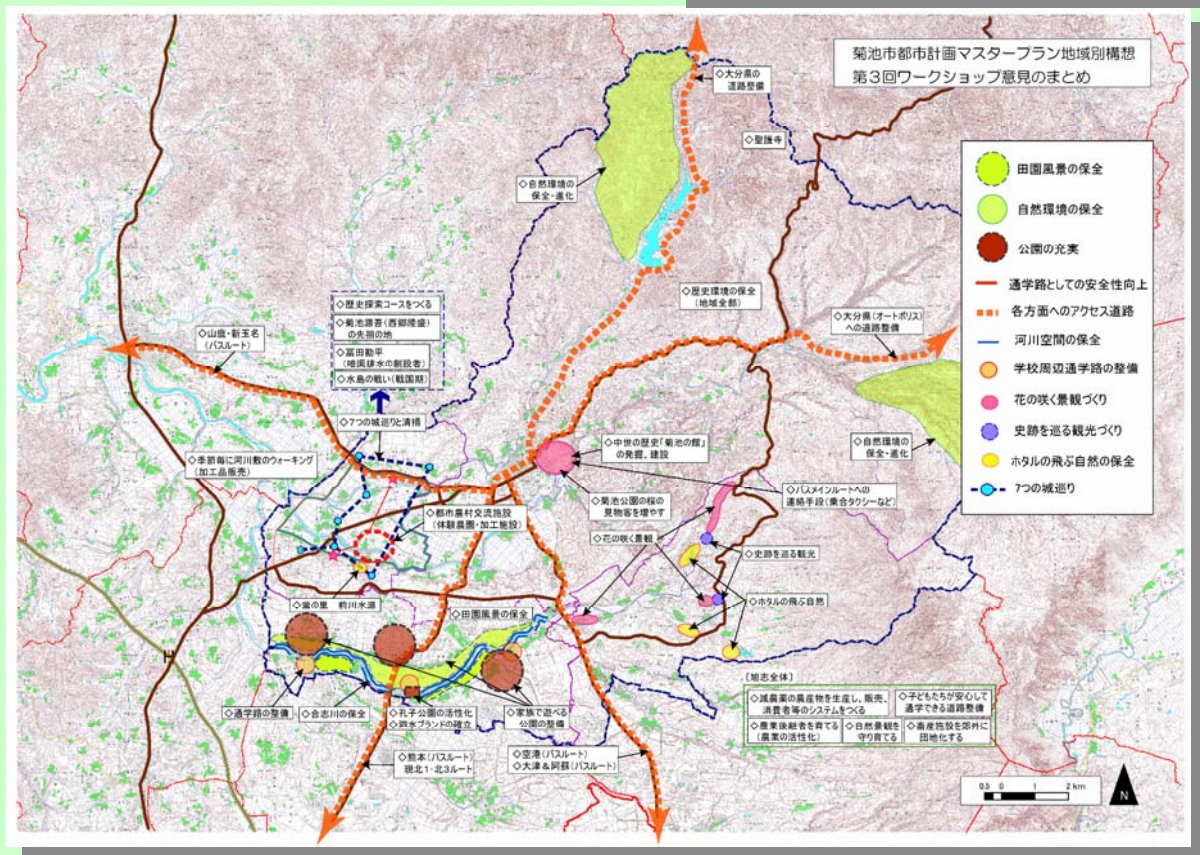


第3回ワークショップ

地域のまちづくりの将来像と、方向性について考えました。

◇平成 20 年9月 24日（水）、菊池市中央公民館にて「第 3 回住民ワークショップ」を開催しました。今回も前回の意見を整理しながら、まちづくりの将来像や大きな方向性をことばで考え、また地図に具体的な書き込みを行いました。

◇地域の将来像として、「環境」、「歴史・文化」、「農業の活性化」、「子育て」、「人の交流」などがキーワードとして示されています。まちづくりの方向としては、「自然や歴史・文化の保全やこれを観光に結びつけること」、「農業交流や高齢化などの取り組みの充実」、「まちづくりへの住民参加の推進」、「若者の定着環境づくり」、「道路や公園など生活基盤の充実」などがあげられています。



第4回ワークショップ

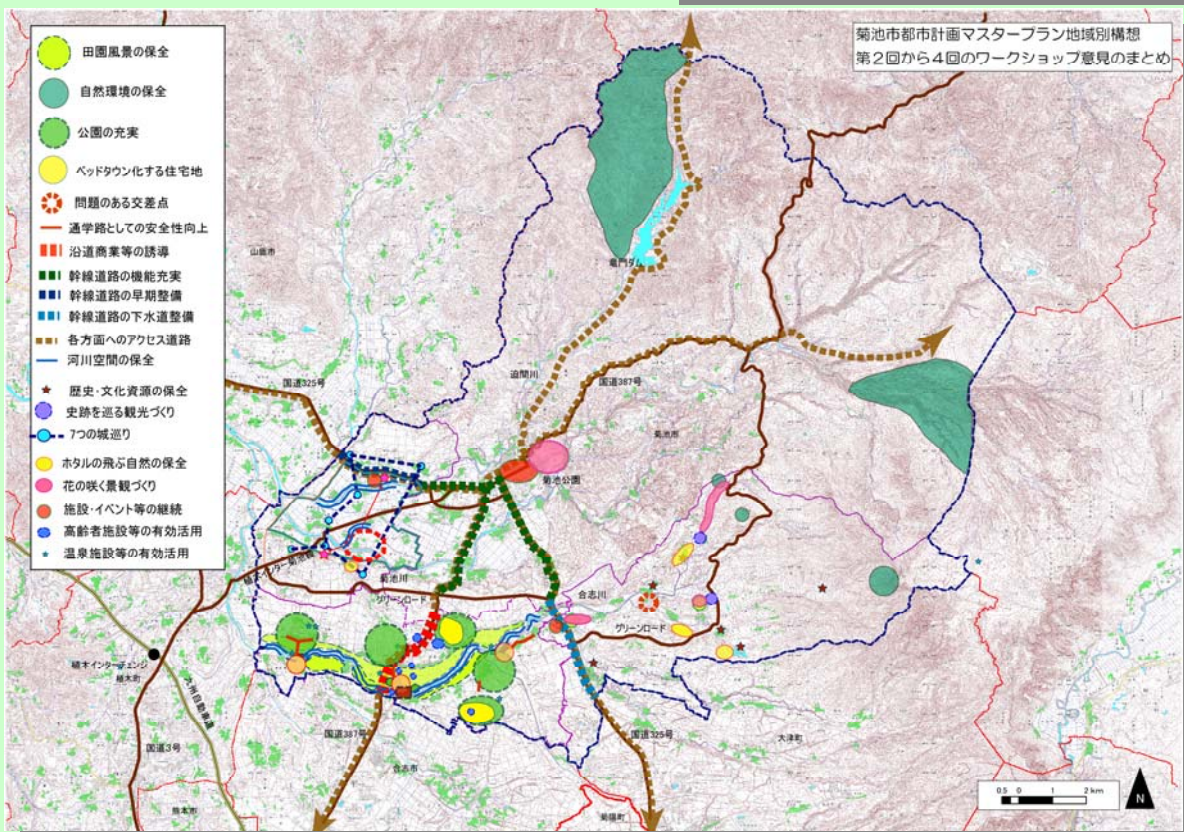
まちづくりのための対策とその役割分担を考えました。

◇平成 20 年 10 月 29 日（水）、菊池市中央公民館にて「第4回住民ワークショップ」を開催しました。

◇まちづくりの対策として、「交通体系や通学路などの整備」、「観光・交流施設の充実」、「自然環境の保全」、「歴史遺産の保全や活用」、「農地と水の保全」、「安全・安心のまちづくり」、「公園の充実」などがあります。

◇緊急性が高い対策として、菊池・泗水は交通対策、七城は農業関係対策、旭志は安全安心対策と地域ごとに違いがみられます。

◇役割分担については、「公共が主役」のものは道路や公園、公共施設の整備が中心となっていますが、「地域住民が主体」、「地域と公共の協働」の分野においても様々な対策があげられており、まちづくりに地域も積極的に関わっていく姿勢が提案されています。



(2) まちづくりワークショップにおける地域の主な意見

1) 菊池地域

- ◇ まちづくりの対策として、特に交通体系の整備の優先性が高いという指摘がなされました。
- ◇ 地域の将来像としては、「子どもや住民が愛着が持てるまちづくり」、「環境への関心が高いまちづくり」があげられています。
- ◇ また、まちづくりの対策として、交通体系、街なか居住、観光促進、自然環境の保全に関心が示されています。

■ワークショップによるまちづくりの方向性のまとめ

| 地域の将来像 | まちづくりの対策 | 具体的な対策等 |
|------------------------|-----------|--------------------------------|
| ○子どもが大きくなって も住みたいまち | ●交通体系の整備 | ・広域交通ルートの充実 ・公共交通ルートの充実、見直し |
| ○環境防人地域 | ○街なか居住の推進 | ・空地、空家の有効活用対策 |
| ○住民みな家族 | ○観光の促進 | ・菊池の館発掘、地域テーマの統一 |
| | ○自然環境の保全 | ・様々な学習や調査研究 |

●→特に優先性が高いもの

2) 七城地域

- ◇ まちづくりの対策として、「農地と水の保全」、「交流施設の整備」の優先性が高いという指摘がなされました。
- ◇ 地域の将来像としては、「都市と農村の交流」、「七城の農地、歴史を守る」、「子どもや後継者の育成」があげられています。また、具体的な対策についても数多くの対策が指摘されています。

■ワークショップによるまちづくりの方向性のまとめ

| 地域の将来像 | まちづくりの対策 | 具体的な対策等 |
|------------------|-----------------------|---|
| ○住都市と農村が行きかうまち | ●農地と水の保全 | ・後継者育成 ・水の浄化、水源の維持、整備 ・ブランドの維持、交流の場づくり |
| ○子どもや後継者の育成 | ●交流施設の整備 (農産物加工施設) | ・観光農園、農家民宿、体験農業 ・若者、高齢者の雇用 ・交流施設、農産物加工施設の整備 |
| ○七城の魅力の農地を守る | ○道路の整備(交通アクセス・河川敷道路) | ・道路清掃、河川清掃 ・国県道拡幅、自転車道、歩道整備 |
| ○祭りなど七城の歴史と伝統を守る | ○歴史遺産の整備 | ・観光案内ガイド、案内板 ・七城の各砦、遺跡を結ぶ自転車道 |
| | ○安全・安心なまち | ・見回り・防災ネットワーク ・幹線道路、通学路の街灯整備 |

●→特に優先性が高いもの

3) 旭志地域

- ◇ まちづくりの対策として、特に自然災害、防犯対策の充実が重要という指摘がなされました。
- ◇ 地域の将来像としては、「農業の活性化」、「歴史や自然を大切にする」、「安全なまち」があげられています。また、具体的な対策についても数多くの対策が指摘されています。

■ワークショップによるまちづくりの方向性のまとめ

| 地域の将来像 | まちづくりの対策 | 具体的な対策等 |
|--|-----------------|---|
| ○農業の活性化に取り組むまち ○歴史や自然を大切にす るまち ○安全なまち | ●自然災害に強いまちづくり | ・危険な場所の情報提供 ・防災意識の向上（避難訓練実施） ・公民館などに避難物資常備 |
| | ●防犯対策の充実 | ・防犯パトロールの実施 ・防犯体制の組織、仕組みづくり |
| | ○史跡を巡る環境づくり | ・地域の文化財の清掃、整備 ・伝統芸能の活性化、4 地域の神楽を一緒に行う発表の場づくり ・観光ルートマップやPR |
| | ○自然を守り育てる仕組みづくり | ・環境意識を高める研修の開催 ・環境保全対策の学習会の開催 |

●→特に優先性が高いもの

4) 泗水地域

- ◇ まちづくりの対策として、特に通学路の整備が重要という指摘がなされました。
- ◇ 地域の将来像としては、「子どもを安心して育てる」、「地産地消」、「環境意識」、「自然の恵み」、「活気あるまち」があげられています。
- ◇ 具体的な対策については、特に要望の高い通学路の整備において、地域での登下校時の声かけ、公共とともに取り組む街灯や歩道充実、先進地事例調査や地区の実態調査など、数多くの対策が指摘されています。

■ワークショップによるまちづくりの方向性のまとめ

| 地域の将来像 | まちづくりの対策 | 具体的な対策等 |
|---|--------------|---|
| ○子どもが安心して過ごせるまち ○地産地消、子どもを育てるまちづくり ○環境意識が高い泗水町 ○自然の恵みを大切に ○人々が集う活気あるまちづくり | ●通学路の整備 | ・登下校時の声かけ、パトロール ・街灯や歩道の充実 ・実態調査、事例調査等 |
| | ○合志川の保全 | ・定期的な清掃 ・生活排水抑制、ごみ捨て防止 ・河川敷の遊歩道的活用 |
| | ○孔子公園の活性化 | ・イベント充実、PR ・公園周辺の整備 |
| | ○田園風景の保全 | ・農業活性化、後継者対策 ・自然保全対策の充実 |
| | ○家族で遊べる公園の充実 | ・公園についての話し合い ・公園・遊具等の整備 |
| | ○公共交通機関の整備 | ・バス網充実のための働きかけ ・あいのりバス等の実態調査 |

●→特に優先性が高いもの

3 「菊池市のまちづくり」に関する市民アンケート結果

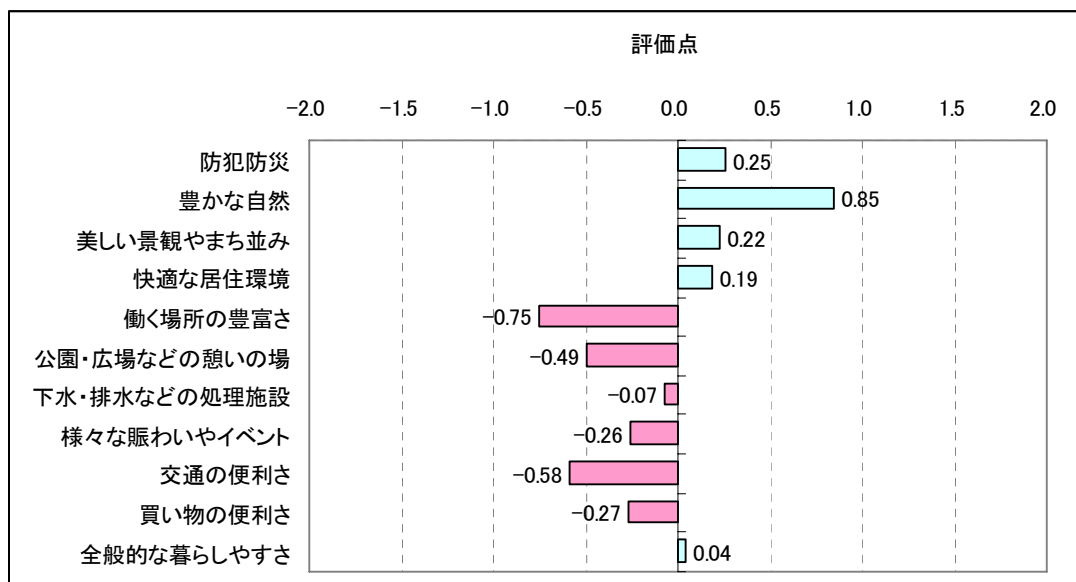
【一般市民アンケート調査】

- ★ 調査対象 : 20歳以上の市民2,000人
- ★ 調査方法 : 郵送による配布・回収
- ★ 回収結果 : 719人 (35.95%)
- ★ 調査期間 : 平成19年10月

(1) 居住地区について

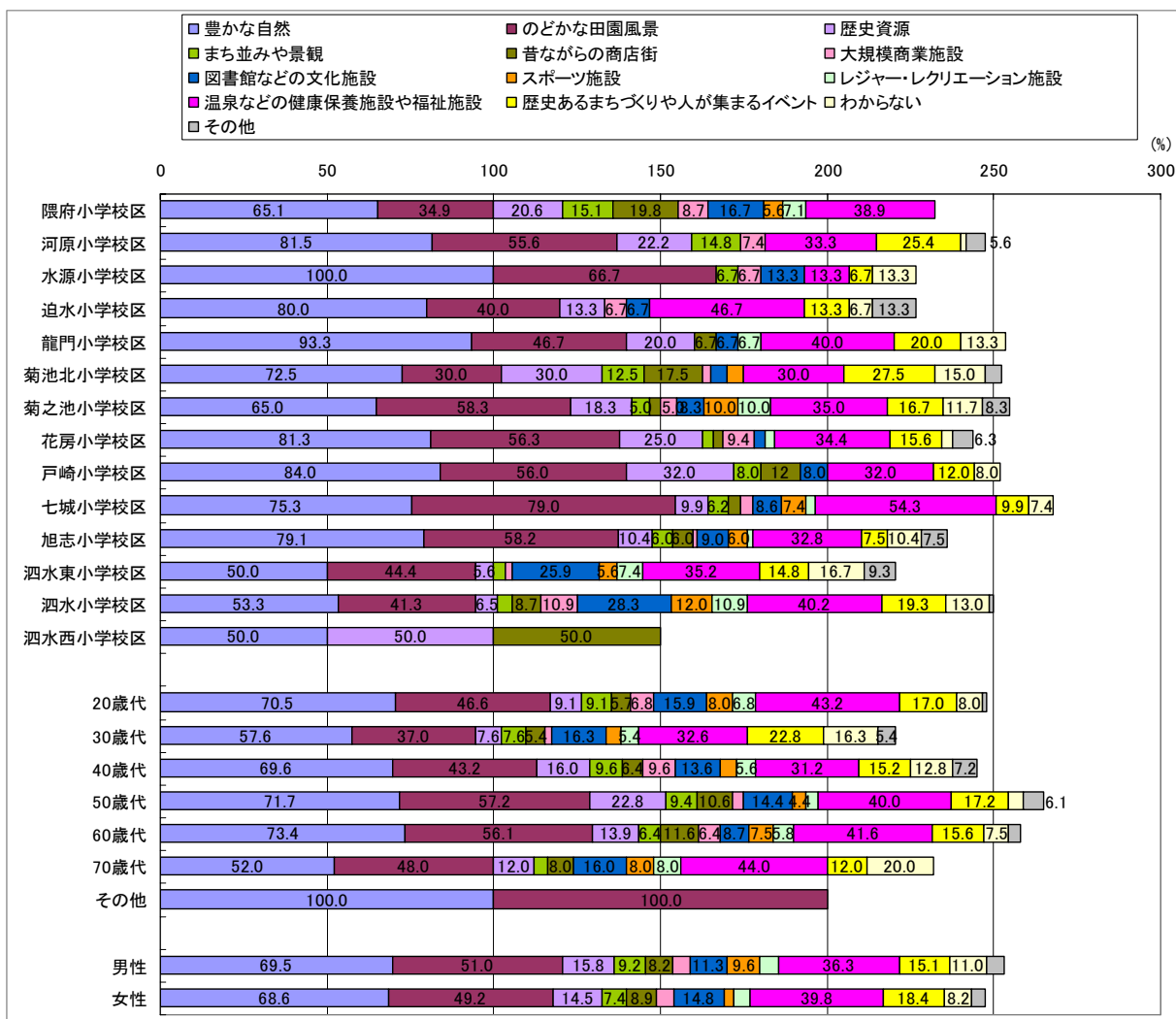
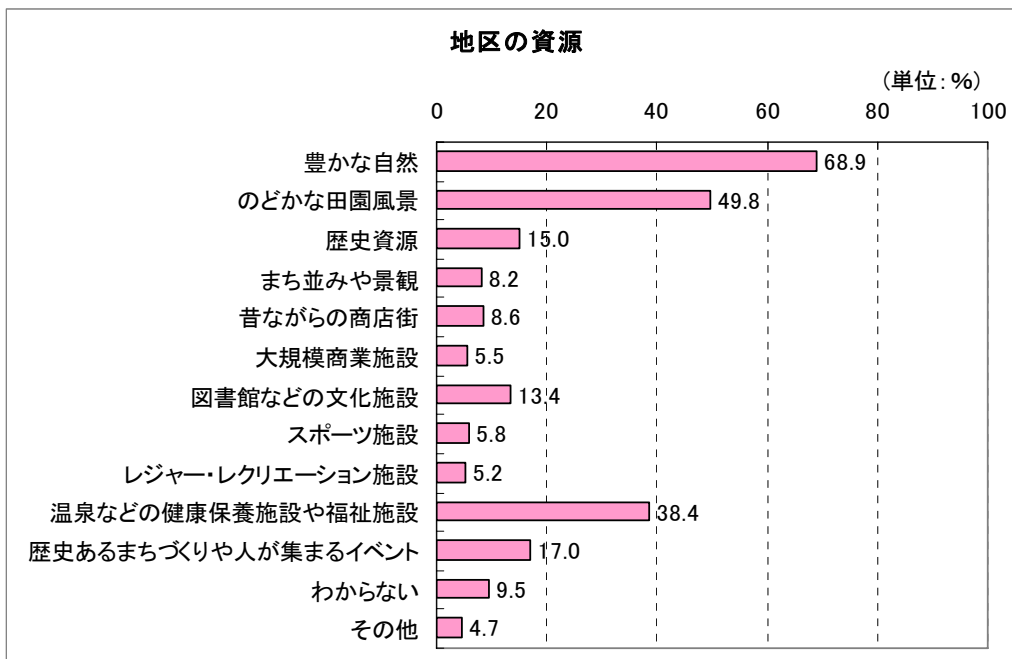
問3-1 暮らしやすさや満足度

ほとんどの項目で『普通』と解答した人が最も多く、中でも『防犯防災』、『様々な賑わいやイベント』は過半数を超えています。また満足度を評価点で表すと、『防犯防災』『豊かな自然』『美しい景観やまちなみ』、『快適な居住環境』の4項目でプラスの評価となりましたが、残りの項目は全てマイナスの評価点となり、特に『働く場所の豊富さ』の評価点は低くなっています。



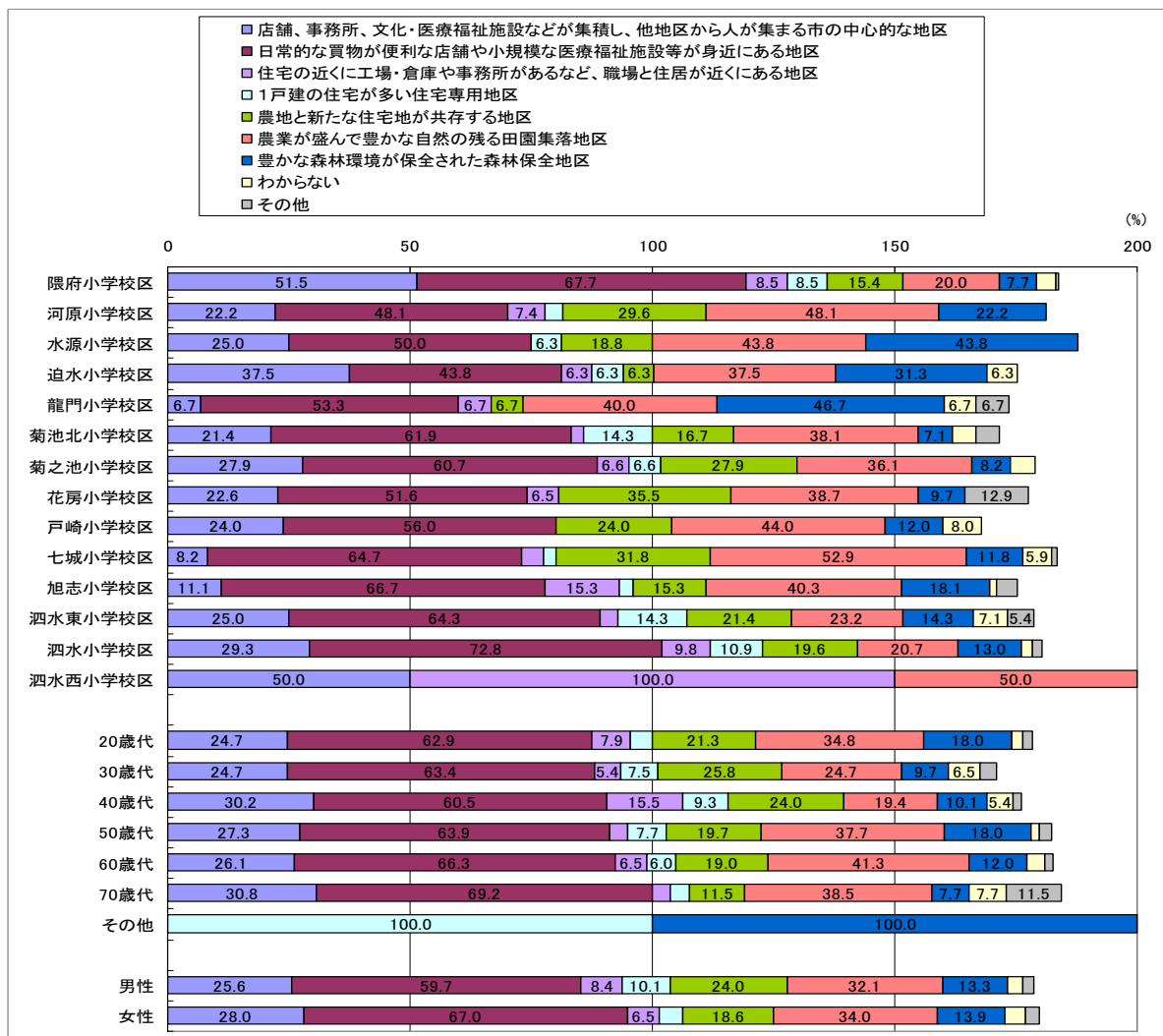
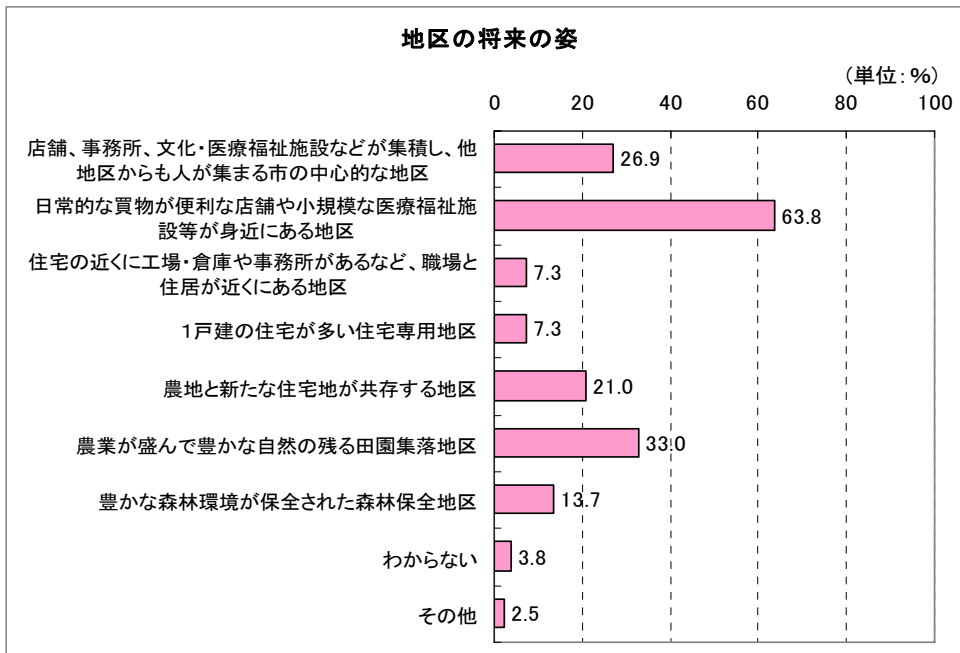
問3-2 将来に残したい地区の資源（複数回答：回答数3つ）

『豊かな自然』と解答した人が最も多く(68.9%)、次いで『のどかな田園風景』(49.8%)、『温泉などの健康保養施設や福祉施設』(38.4%)の順となっています。



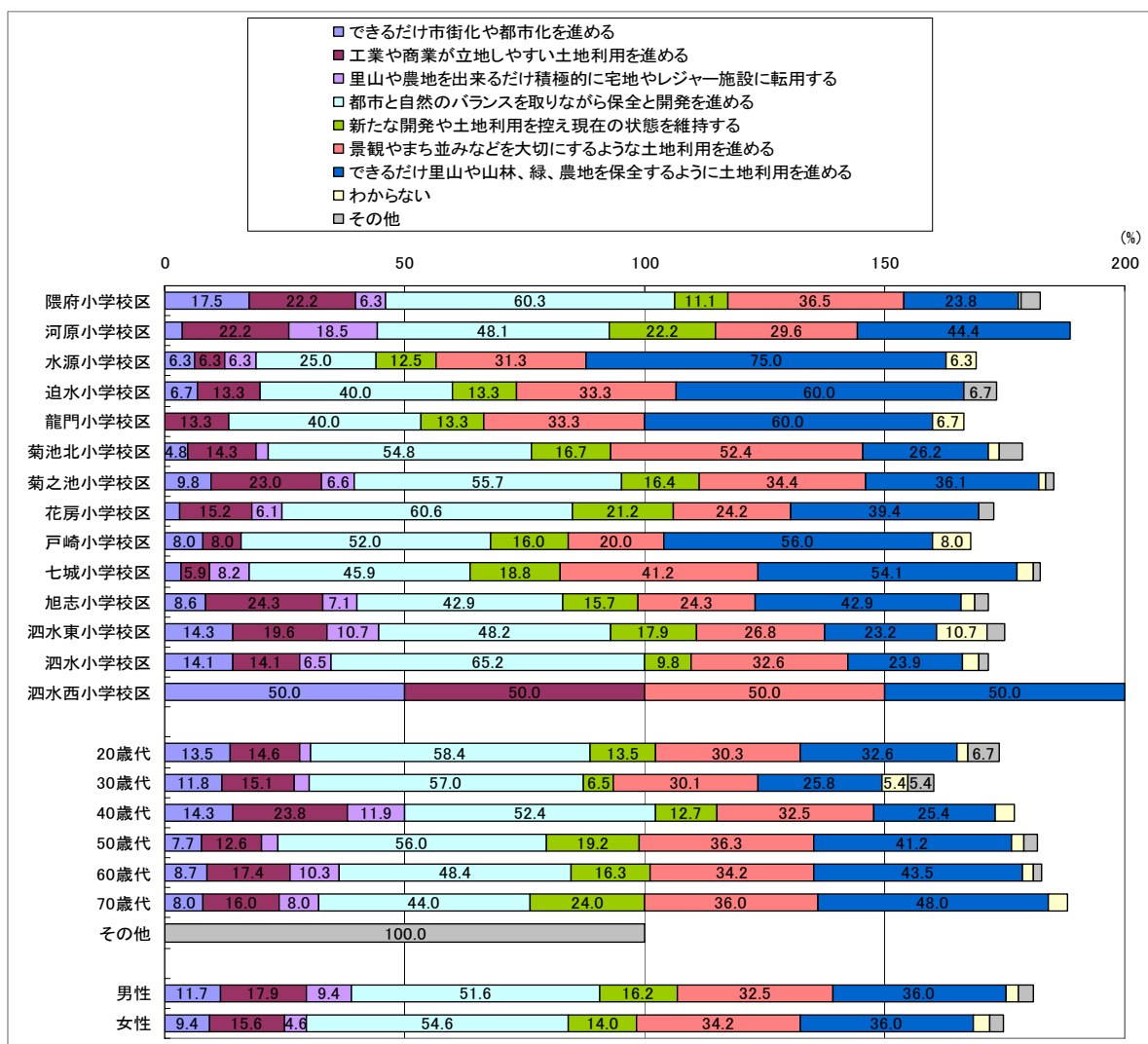
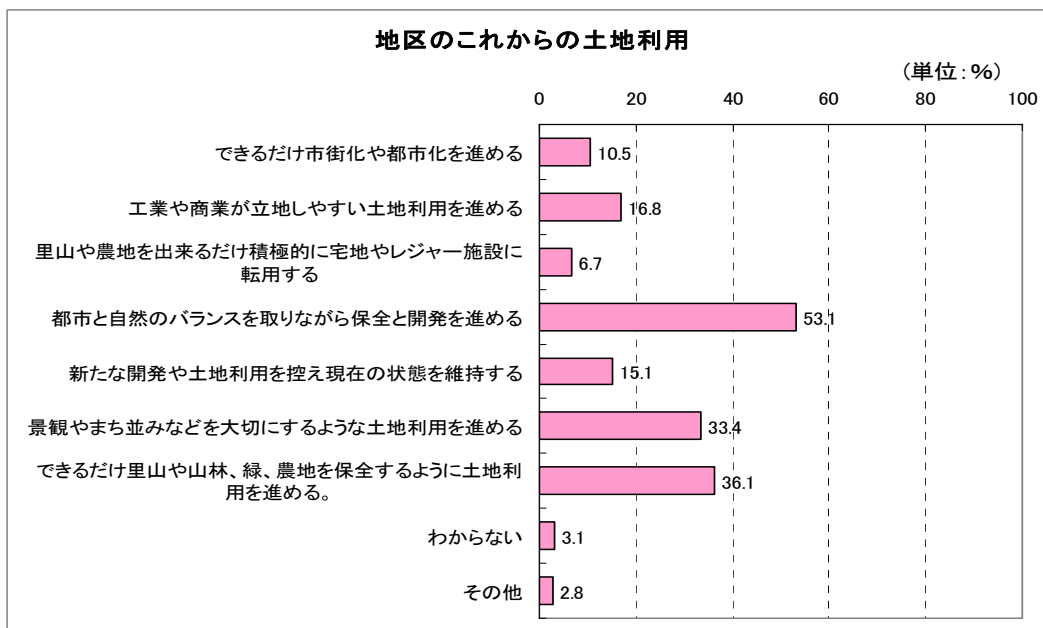
・問3-3 地区の将来の姿（複数回答：回答数2つ）

1位『日常的な買物が便利な店舗や小規模な医療福祉施設等が身近にある地区』（63.8%）、
 2位『農業が盛んで豊かな自然の残る田園集落地区』（33.0%）、3位『店舗、事務所、文化・医療福祉施設などが集積し、他の地区からも人が集まる市の中心的な地区』（26.9%）となっています。



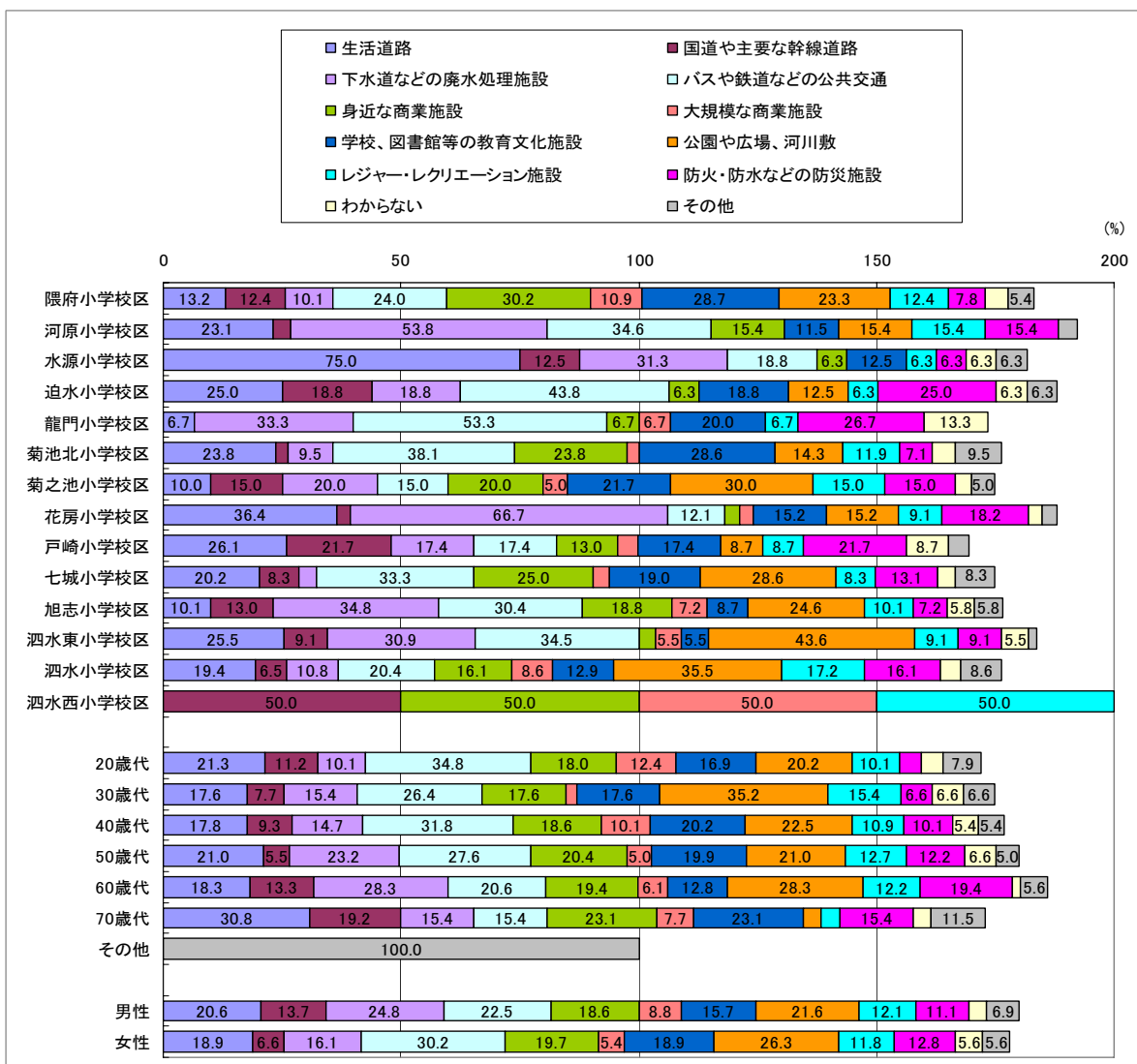
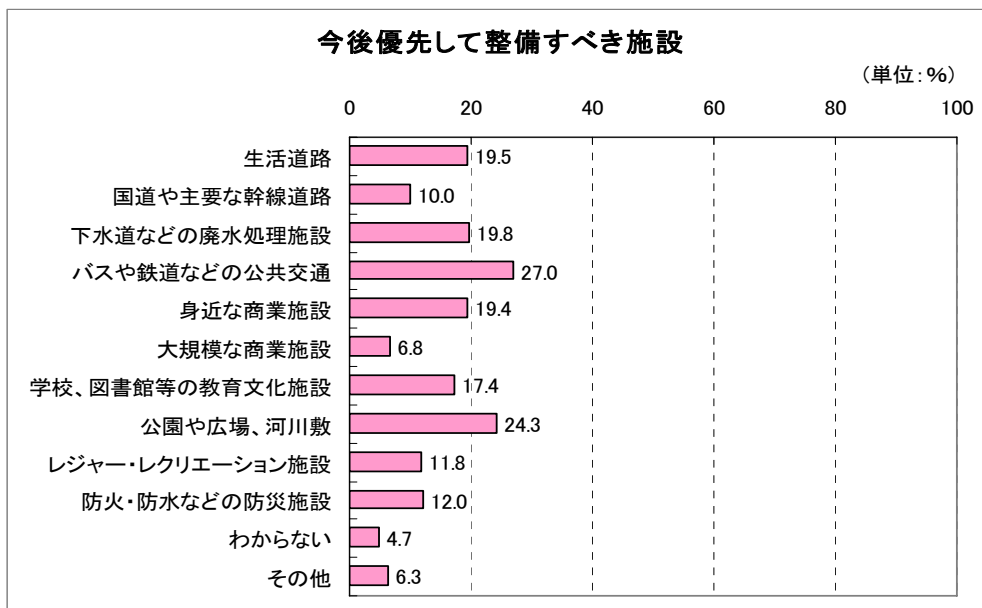
・問3-4 地区のこれからの土地利用（複数回答：回答数2つ）

今後『都市と自然のバランスを取りながら保全と開発を進める』が最も多く（53.1%）、次いで『できるだけ里山や山林、緑、農地を保全するように土地利用を進める』（36.1%）、『景観やまちなみなどを大切にするような土地利用を進める』（33.4%）の意向が高くなっています。



・問3-5 優先して整備すべき施設（複数回答：回答数2つ）

『バスや鉄道などの公共施設』（27.0%）、『公園や広場、河川敷』（24.3%）、『下水道などの廃水処理施設』（19.8%）等の順番になっていますが、何れも突出したものはなく、それぞれの項目における差は小さいと言えます。

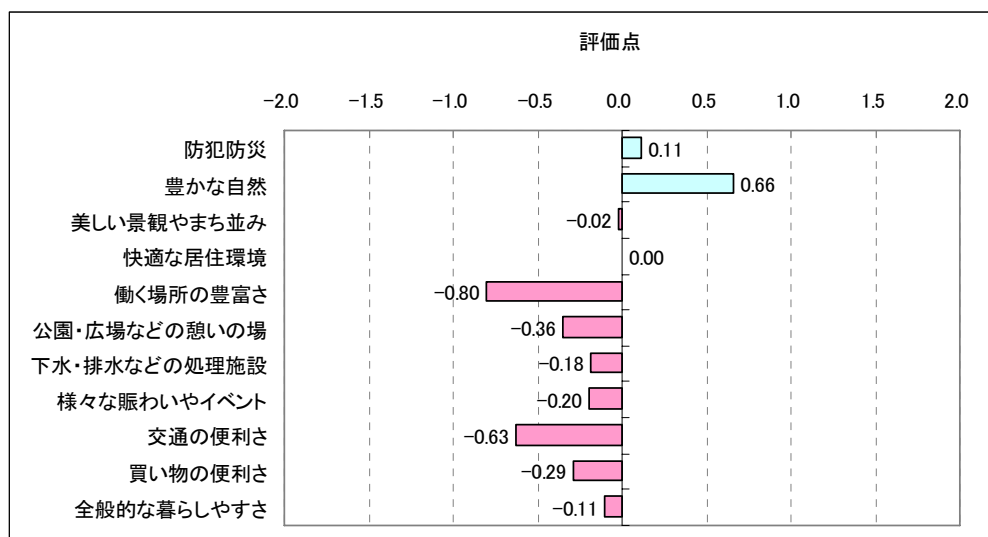
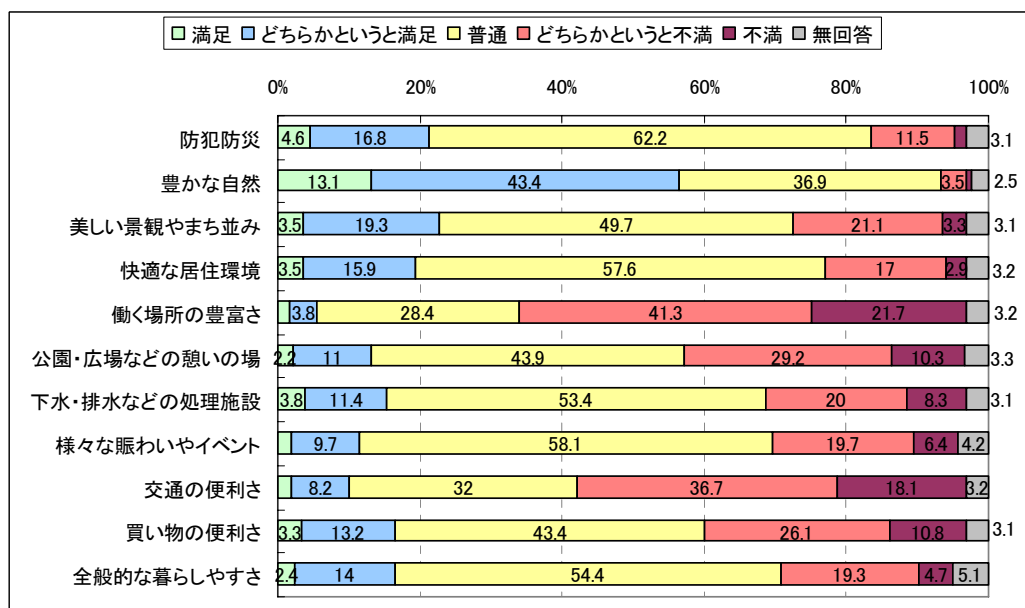


(2) 菊池市全体について

問4-1 菊池市全体の暮らしやすさについての満足度

全体的な暮らしやすさについての満足度はほとんどの項目において『普通』が最も多くなっています。これを評価点で表すと、『防犯防災』と『豊かな自然』のみがプラスの評価、『快適な居住環境』が±0となった以外は全てマイナスの評価点となりました。

ここでも地区の満足度同様『働く場所の豊富さ』の評価点が特に低くなっています。



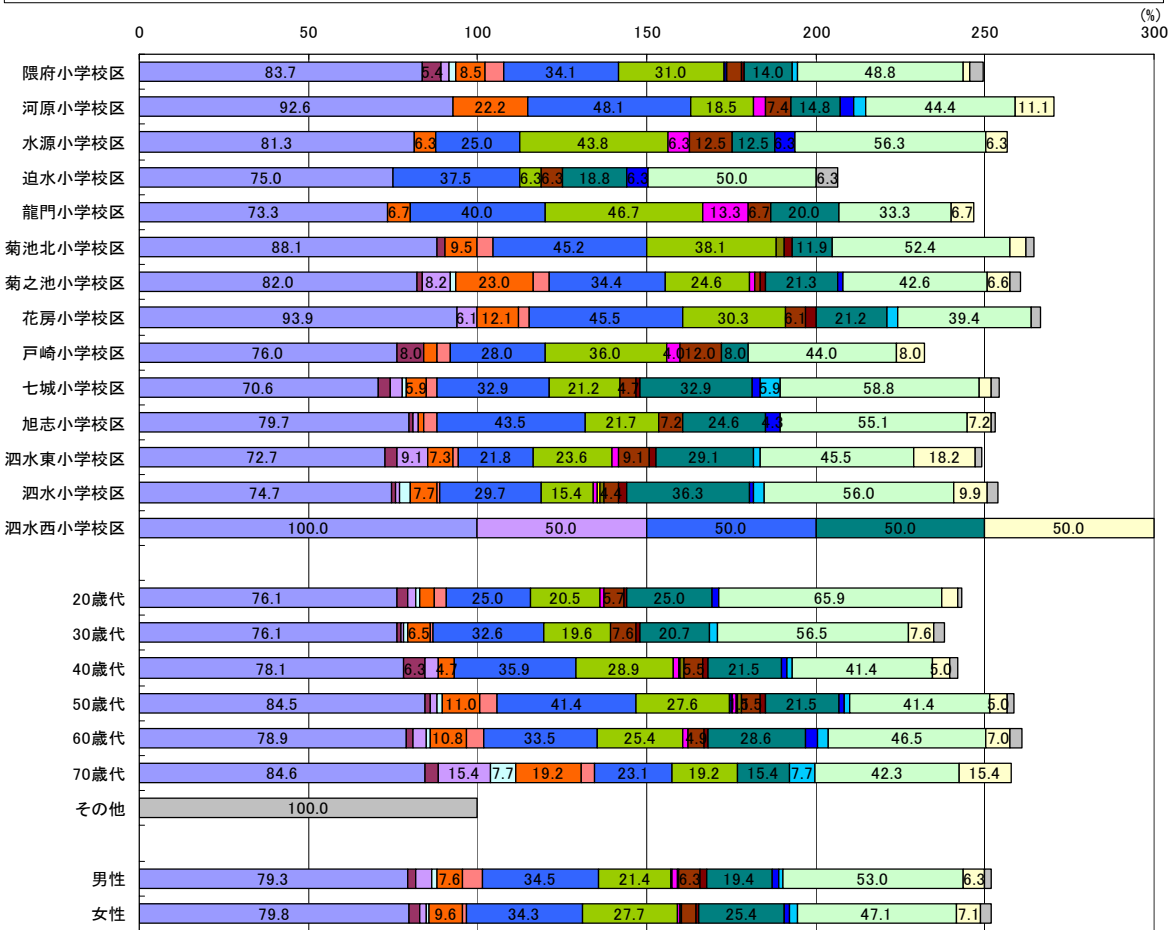
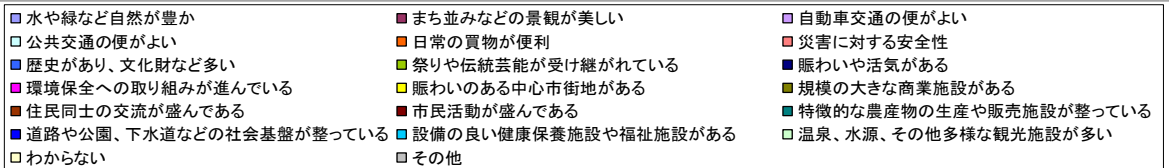
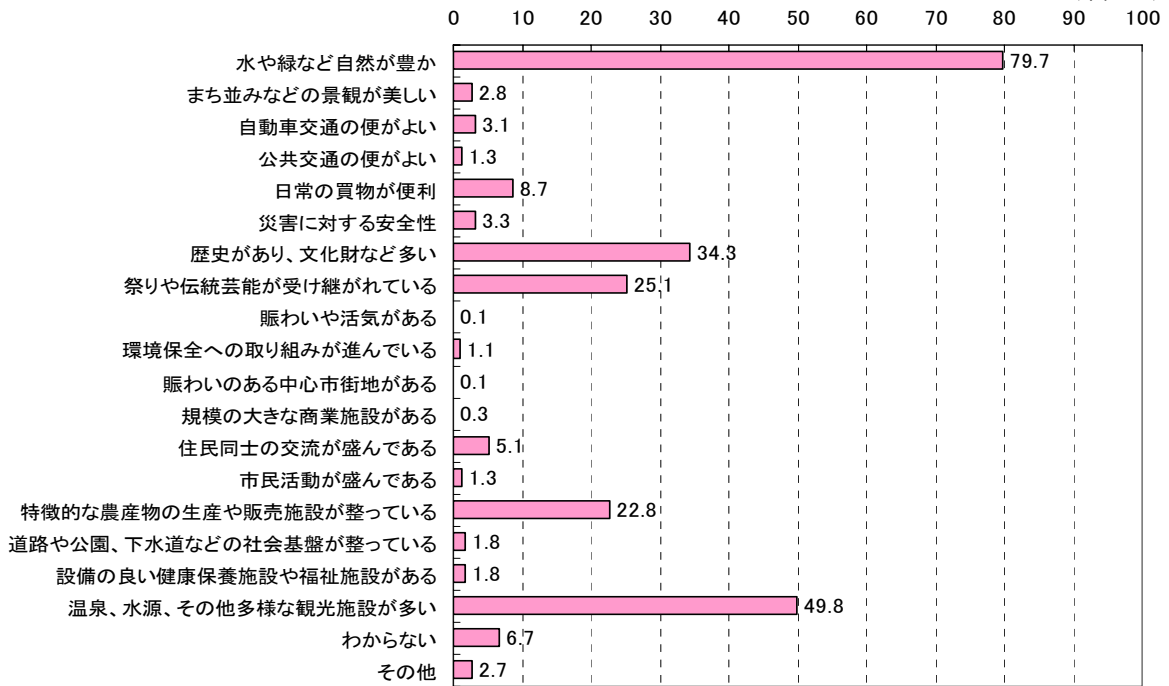
問4-2 菊池市全体の誇りや自慢（複数回答：回答数3つ）

『水や緑など自然が豊か』が 79.7%と非常に高い構成比となり、続いて2位『温泉、水源、その他多様な観光施設が多い』（49.8%）、3位『歴史があり、文化財など多い』（34.3%）の順となりました。

参考資料

菊池市全体の誇りや自慢

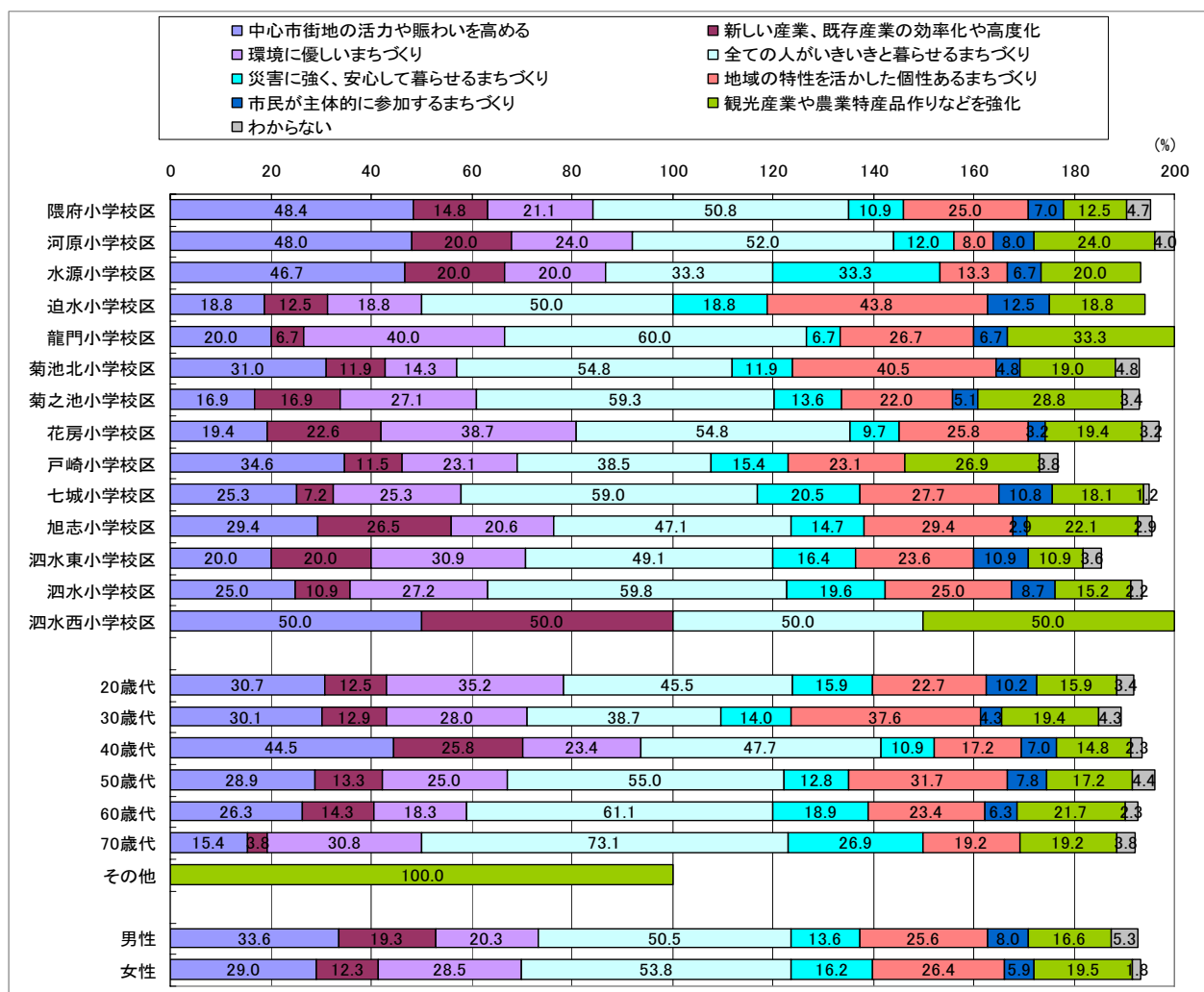
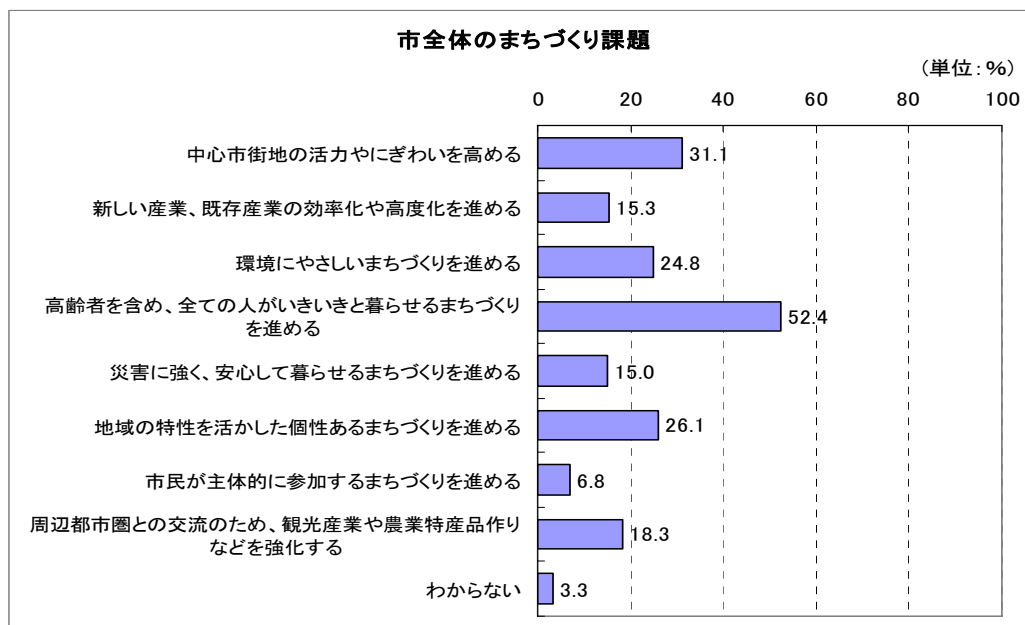
(単位: %)



(3) 菊池市全体の今後のまちづくりについて

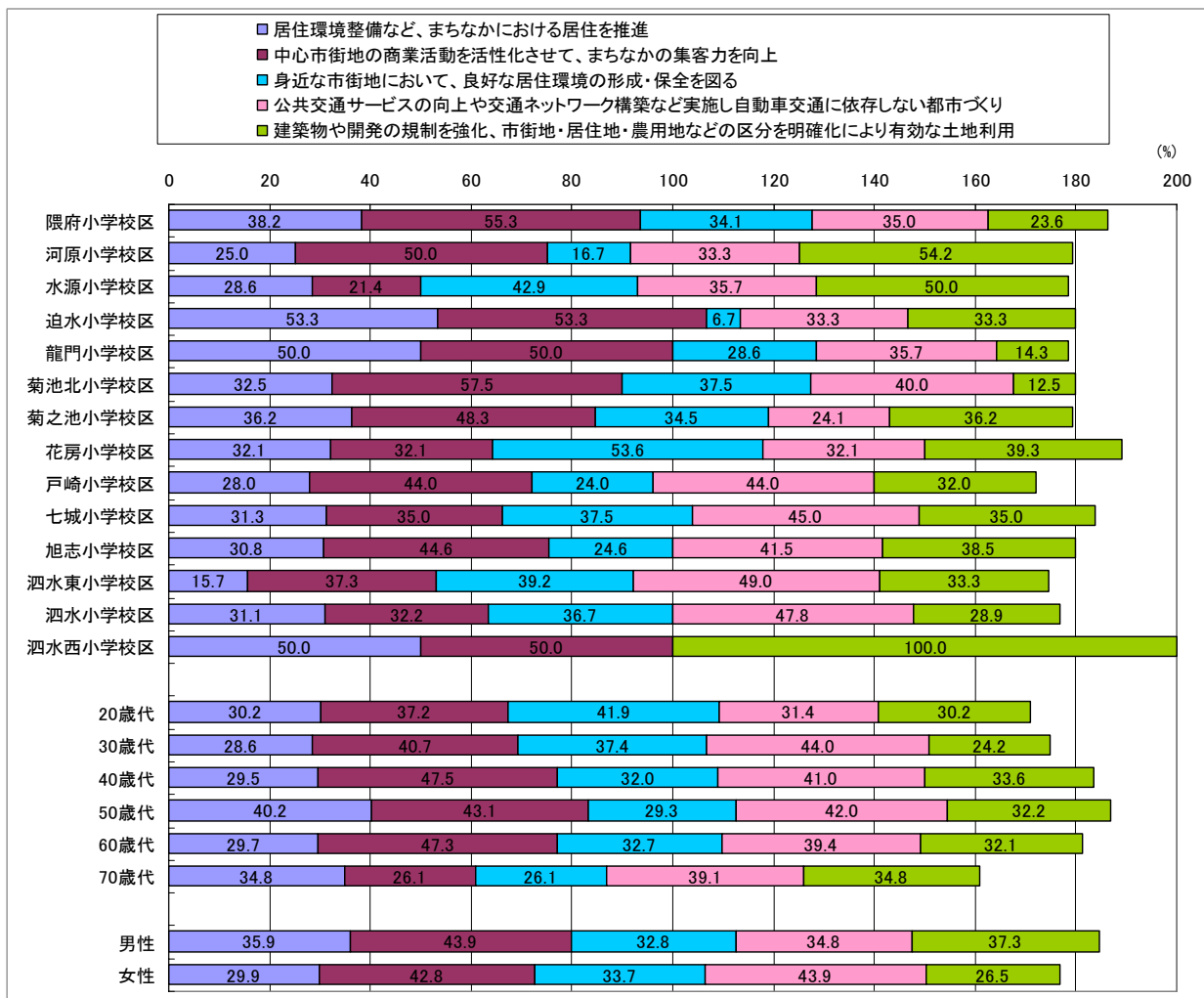
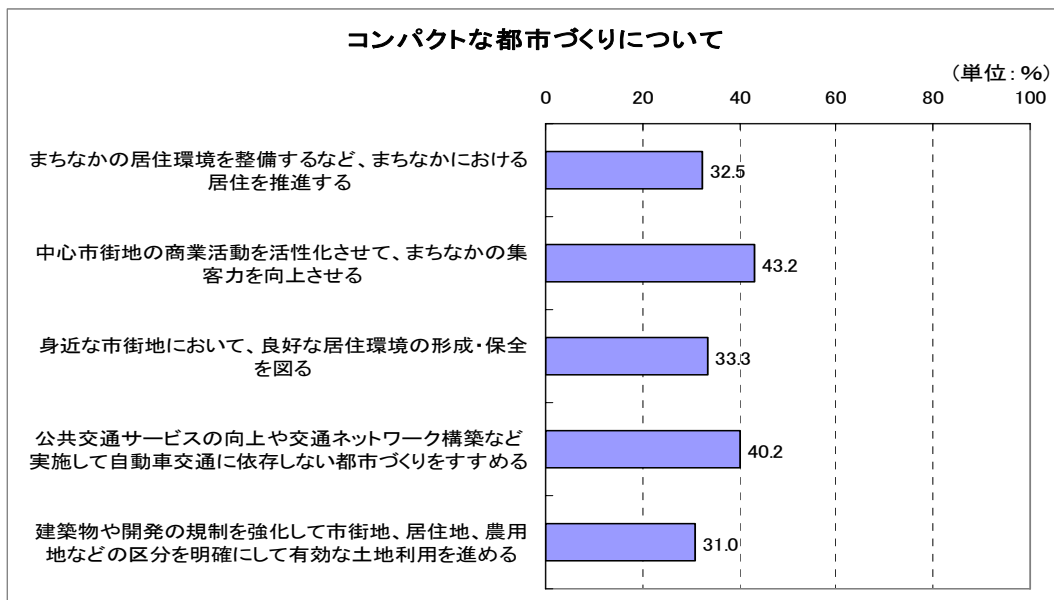
問5-1 市全体のまちづくり課題（複数回答：回答数2つ）

『高齢者を含め、全ての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進める』が最も多く（52.4%）、次いで『中心市街地の活力やにぎわいを高める』（31.1%）、『地域の特性を活かした個性あるまちづくりを進める』（26.1%）等の順番となっています。



問5-2 コンパクトな都市づくりについて（複数回答：回答数2つ）

『中心市街地の商業活動を活性化させて、まちなかの集客力を向上させる』（43.2%）、『公共交通サービスの向上や交通ネットワーク構築など実施して自動車交通に依存しない都市づくりをすすめる』（40.2%）の順となっていますが、全ての項目が30%以上の構成比となり、それぞれが重要視されていると考えられます。

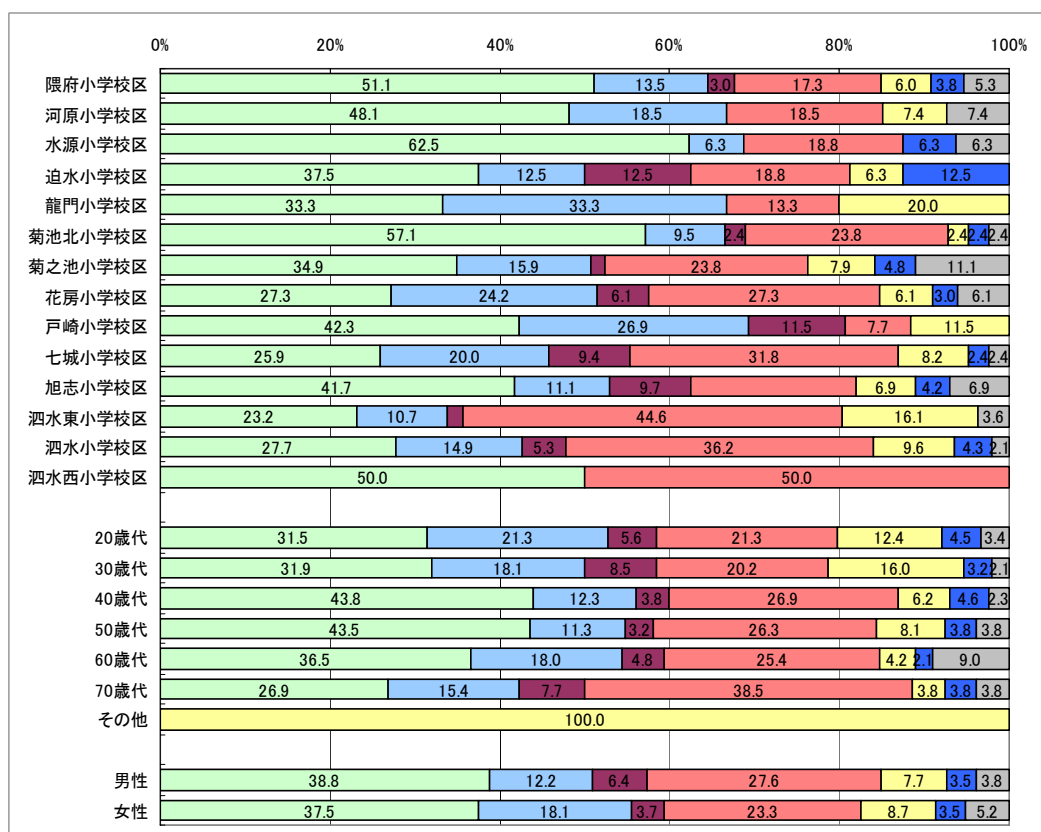
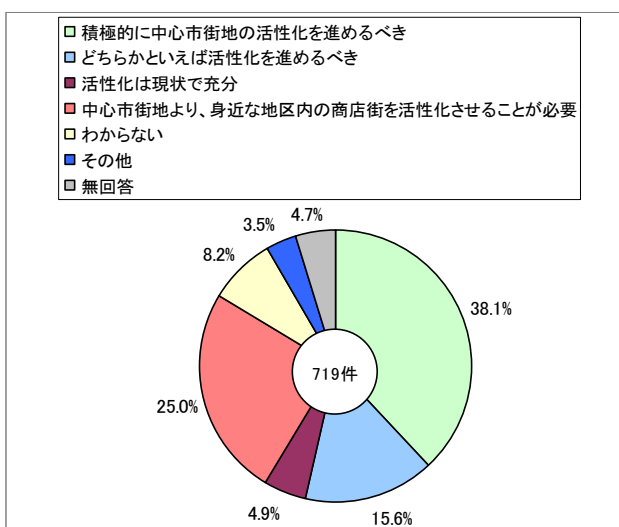


問 5-3 中心市街地の活性化について

『積極的に中心市街地の活性化を進めるべき』が 38.1%と最も多く、『どちらかといえば活性化を進めるべき』(15.6%)と併せると、53.7%と過半数が活性化に肯定的な意見を持っています。しかし、『中心市街地より、身近な地区内の商店街を活性化させる』(25.0%)も第2位となるなど、否定的な意見も少なくありません。『活性化は現状で充分』はわずか 4.9%にとどまりました。

地区別では、水源、菊池北小学校区で『積極的に中心市街地の活性化を進めるべき』が、泗水東小学校区で『中心市街地より、身近な地区内の商店街を活性化させる』が多くなっています。『身近な地区内の商店街を活性化させる』は、70 歳代でもやや高い値となっています。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|--------------------------------|--------|--------|
| 積極的に中心市街地の活性化を進めるべき | 274 | 38.1 |
| どちらかといえば活性化を進めるべき | 112 | 15.6 |
| 活性化は現状で充分 | 35 | 4.9 |
| 中心市街地より、身近な地区内の商店街を活性化させることが必要 | 180 | 25.0 |
| わからない | 59 | 8.2 |
| その他 | 25 | 3.5 |
| 無回答 | 34 | 4.7 |
| 合計 | 719 | 100.0 |

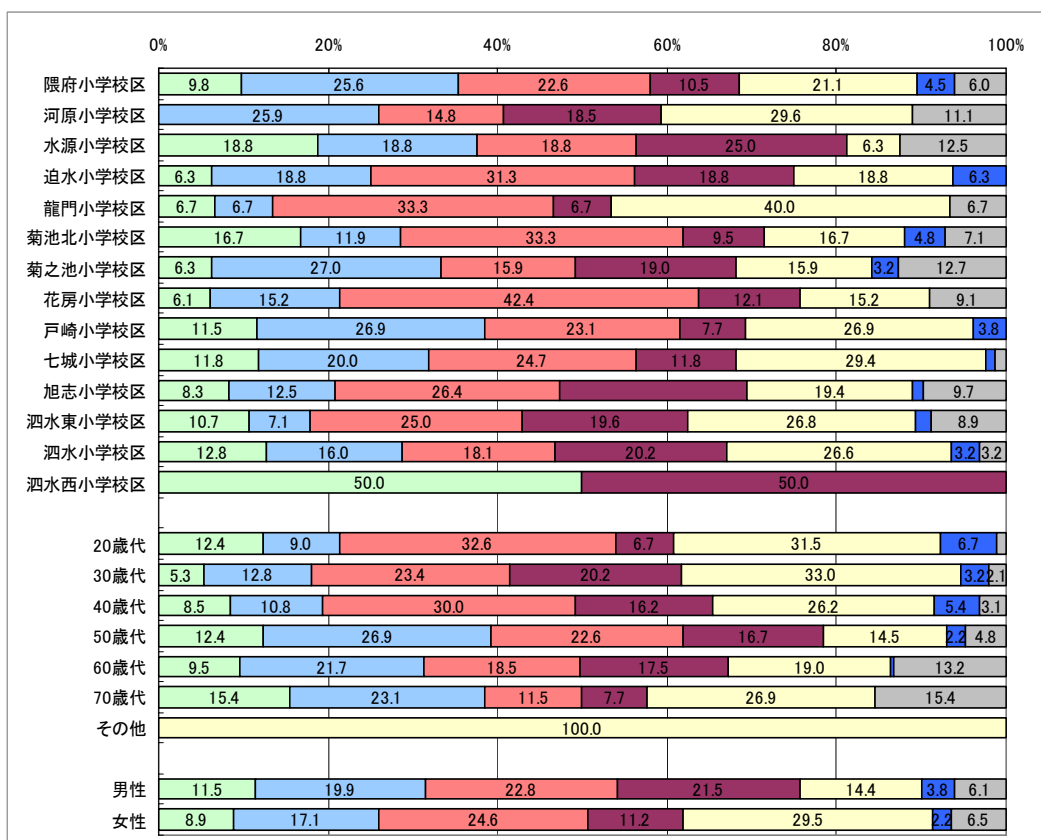
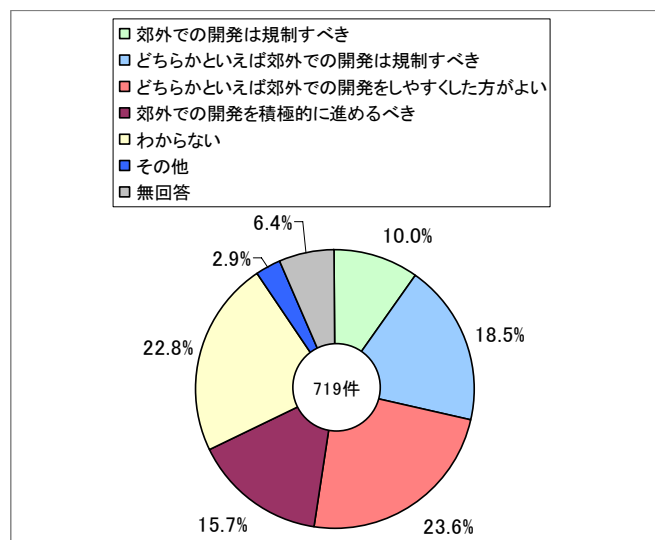


問5-4 市街地周辺の開発について

『どちらかといえば郊外での開発をしやすくした方がよい』が 23.6%と最も多く、『郊外での開発を積極的に進めるべき』15.7%と併せると、39.3%となりました。反対に『郊外での開発は規制すべき』(10.0%)、『どちらかといえば郊外での開発は規制すべき』(18.5%)の合計は 28.5%となり、開発に慎重な意見より、肯定的な意見が 10%近く上回る結果となりました。

地域別では、迫水小学校区をはじめ、ほとんどの地域で郊外での開発へ肯定的な意見が否定的な意見を上回りましたが、隈府、戸崎小学校区では規制すべきとする意見が多くなるなど、居住区による温度差が見られます。年代別は 70 歳代のみ規制すべきとの意見が上回りました。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|---------------------------|--------|--------|
| 郊外での開発は規制すべき | 72 | 10.0 |
| どちらかといえば郊外での開発は規制すべき | 133 | 18.5 |
| どちらかといえば郊外での開発をしやすくした方がよい | 170 | 23.6 |
| 郊外での開発を積極的に進めるべき | 113 | 15.7 |
| わからない | 164 | 22.8 |
| その他 | 21 | 2.9 |
| 無回答 | 46 | 6.4 |
| 合計 | 719 | 100.0 |



問5-5 郊外の大型商業施設建設について

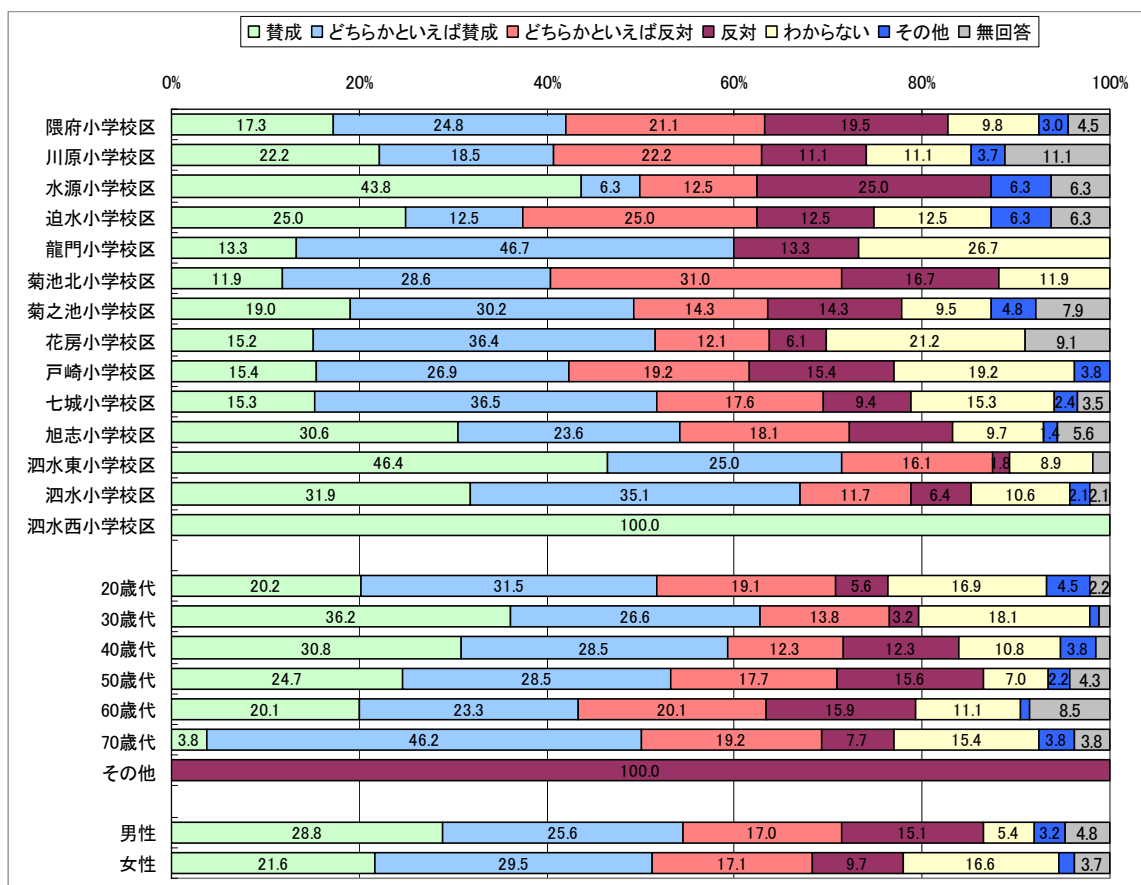
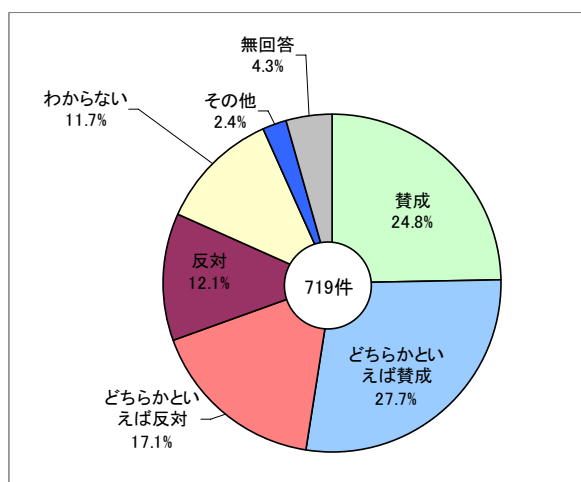
『どちらかといえば賛成』(27.7%) が最も多く、『賛成』(24.8%) と併せると 52.5%と過半数が大型商業施設の建設を望んでいます。『どちらかといえば反対』(17.1%)、『反対』(12.1%)の合計も 29.2%にのぼり、建設に慎重な意見も少なくありません。

また、迫水小学校区が賛成の合計、反対の合計の構成比が同数だった他、全ての居住地区、全ての年代、性別においても『賛成』の合計が『反対』の合計を上回りました。

また地区別ではほとんどの地域で『賛成』の合計が『反対』を上回り、中でも泗水東、泗水、龍門小学校で高い値となっています。菊池北小学校区は『反対』が若干上回りました。

年代別、性別ともに『賛成』が『反対』の合計を上回っています。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|------------|--------|--------|
| 賛成 | 178 | 24.8 |
| どちらかといえば賛成 | 199 | 27.7 |
| どちらかといえば反対 | 123 | 17.1 |
| 反対 | 87 | 12.1 |
| わからない | 84 | 11.7 |
| その他 | 17 | 2.4 |
| 無回答 | 31 | 4.3 |
| 合計 | 719 | 100.0 |



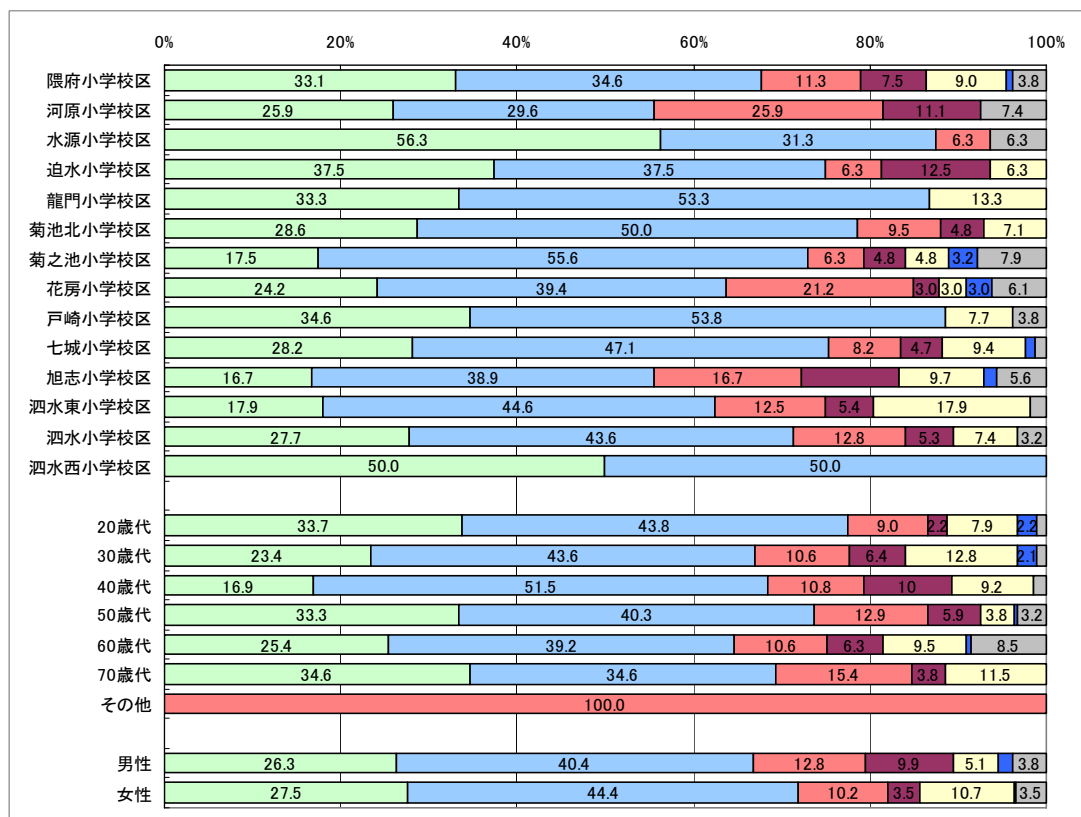
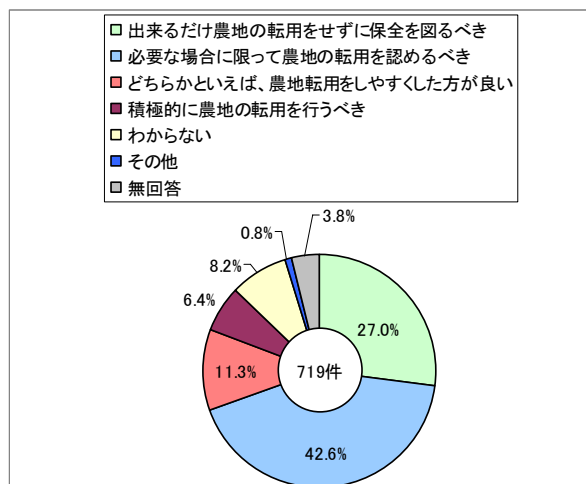
問5-6 農地利用について

『必要な場合に限って農地の転用を認めるべき』が最も多く（42.6%）、次いで『出来るだけ農地の転用をせずに保全を図るべき』（27.0%）の順となり、どちらかというとな転用には慎重な意見が大半となりました。

『積極的に農地の転用を行うべき』は、わずか6.4%にとどまっています。

またクロス集計結果でも、全ての居住地区、年代（その他を除く）、性別において『必要な場合に限って農地の転用を認めるべき』と『出来るだけ農地の転用をせずに保全を図るべき』が1，2位となりました。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|------------------------|--------|--------|
| 出来るだけ農地の転用をせずに保全を図るべき | 194 | 27.0 |
| 必要な場合に限って農地の転用を認めるべき | 306 | 42.6 |
| どちらかといえば、農地転用をしやすい方が良い | 81 | 11.3 |
| 積極的に農地の転用を行うべき | 46 | 6.4 |
| わからない | 59 | 8.2 |
| その他 | 6 | 0.8 |
| 無回答 | 27 | 3.8 |
| 合計 | 719 | 100.0 |

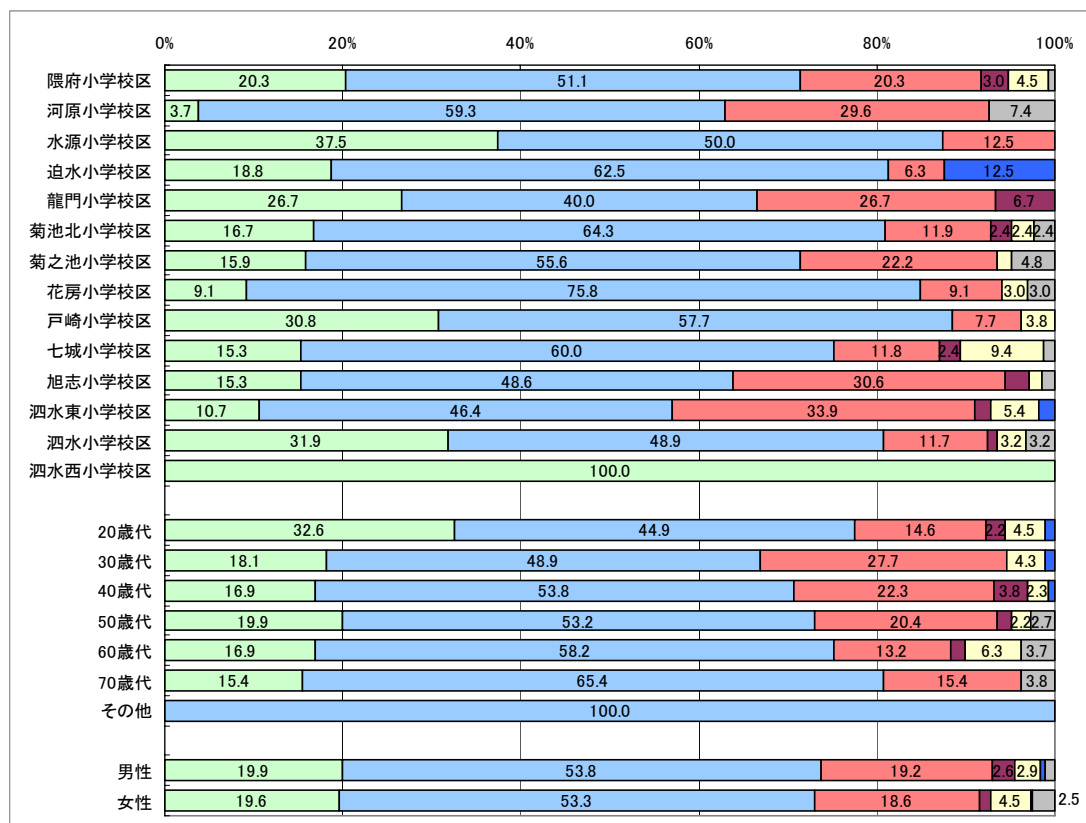
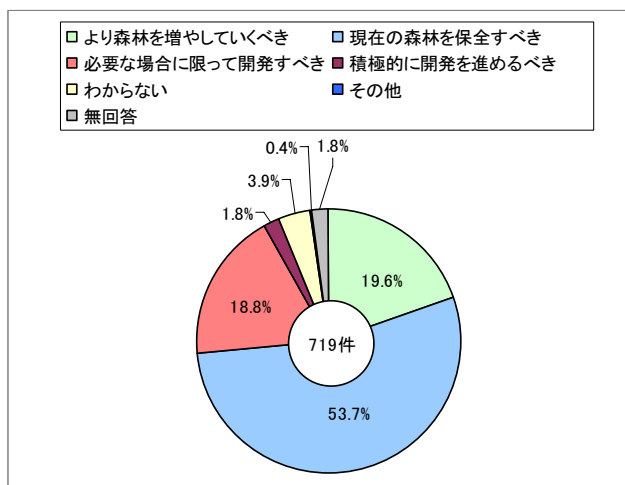


問5-7 森林の活用について

『現在の森林を保全すべき』が53.7%と最も多く、2位の『より森林を増やしていくべき』(19.6%)と併せると73.3%と非常に高い値となり、森林保護への関心が高いことが伺えます。『必要な場合に限って開発すべき』は18.8%、『積極的に開発を進めるべき』はわずか1.8%にとどまりました。

地域別では、泗水西小学校区を除く全ての居住地、年代、性別においても『現在の森林を保全すべき』が最も多くの支持を集めています。『より森林を増やしていくべき』は20歳代でやや高い値となっています。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|----------------|--------|--------|
| より森林を増やしていくべき | 141 | 19.6 |
| 現在の森林を保全すべき | 386 | 53.7 |
| 必要な場合に限って開発すべき | 135 | 18.8 |
| 積極的に開発を進めるべき | 13 | 1.8 |
| わからない | 28 | 3.9 |
| その他 | 3 | 0.4 |
| 無回答 | 13 | 1.8 |
| 合計 | 719 | 100.0 |



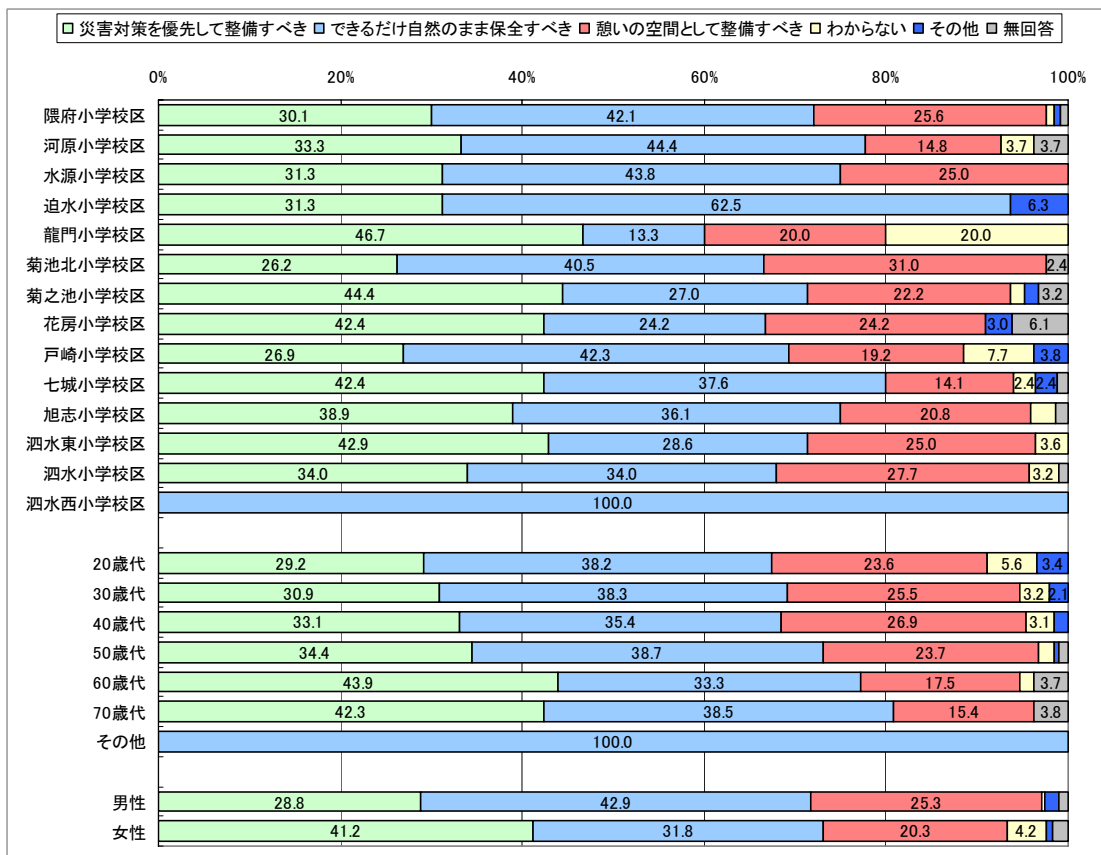
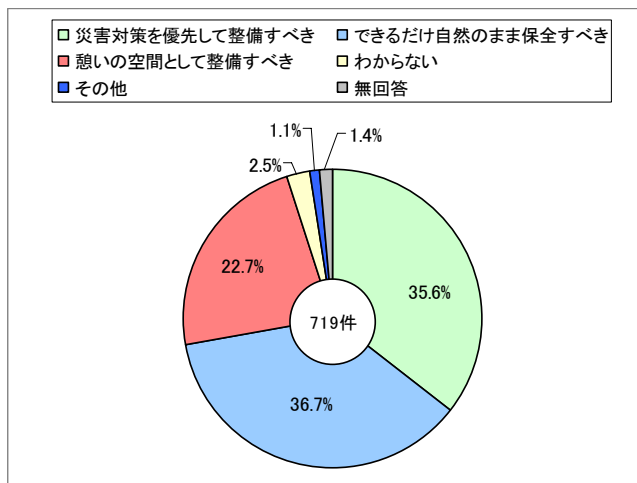
参考資料

問5-8 河川・ため池について

『できるだけ自然のまま保全すべき』(36.7%)が最も多いものの、2位の『災害対策を優先して整備すべき』(35.6%)との差は非常に小さく、『憩いの空間として整備すべき』も全体の22.7%に上っています。

地区別では『できるだけ自然のまま保全すべき』は特に迫水小学校区で高い値(62.5%)を示しています。年代別では『災害対策を優先して整備すべき』が60、70歳代での要望が多くなっています。また、男性が『できるだけ自然のまま保全すべき』の要望が高かったのに対し、女性は『災害対策を優先して整備すべき』の要望が上回るなど、性別により若干の違いが見られました。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|-----------------|--------|--------|
| 災害対策を優先して整備すべき | 256 | 35.6 |
| できるだけ自然のまま保全すべき | 264 | 36.7 |
| 憩いの空間として整備すべき | 163 | 22.7 |
| わからない | 18 | 2.5 |
| その他 | 8 | 1.1 |
| 無回答 | 10 | 1.4 |
| 合計 | 719 | 100.0 |

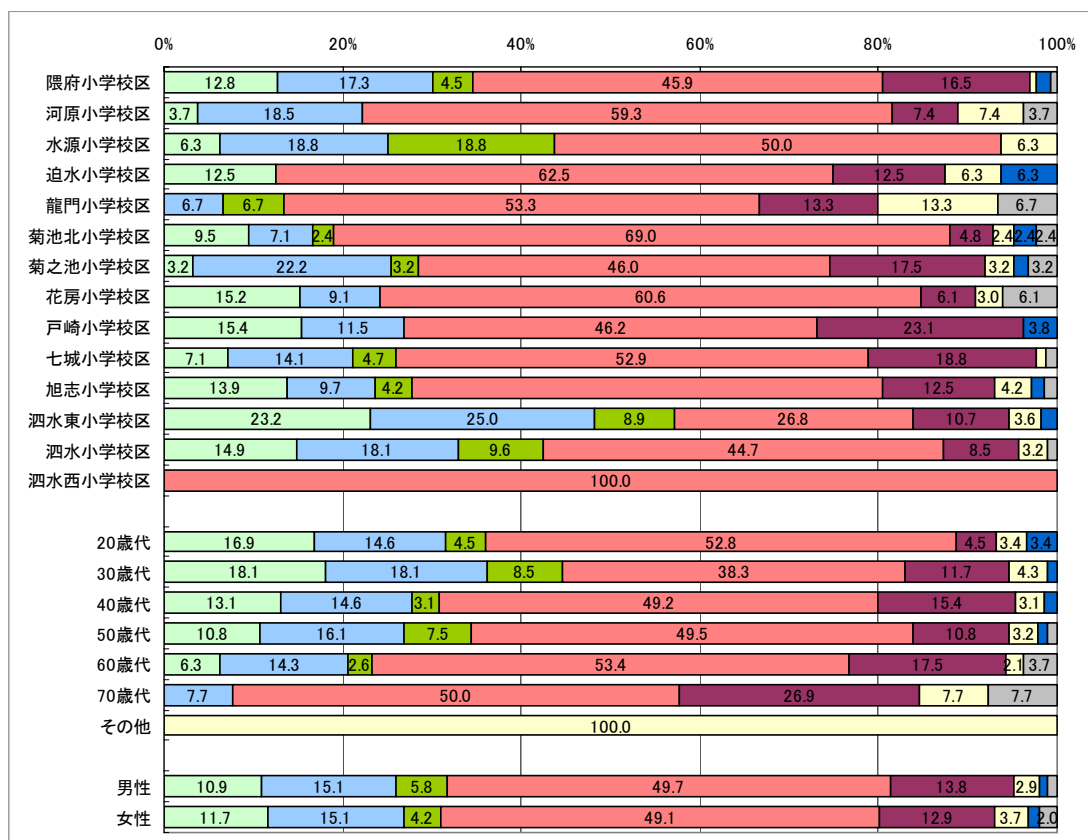
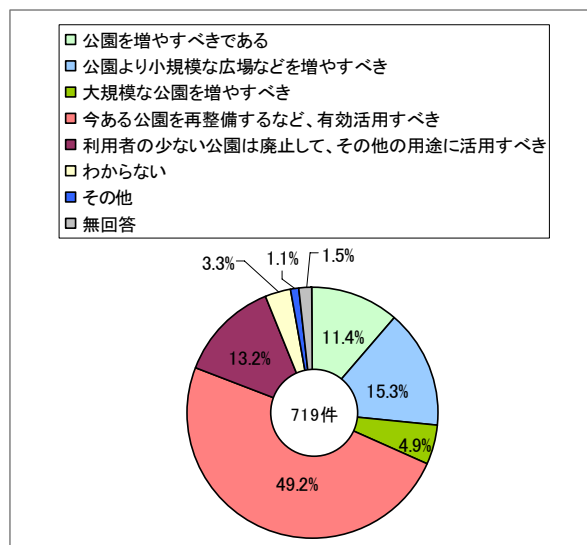


問 5-9 公園・広場の整備について

『今ある公園を再整備するなど、有効活用すべき』が 49.2%と最も多く、2位以下を大きく引き離す結果となりました。『大規模な公園を増やすべき』はわずか 4.9%にとどまりました。

また、地域別、年代別、性別においても、『今ある公園を再整備するなど、有効活用すべき』が最も多くなりましたが、泗水東小学校区は『公園を増やすべき』、『公園より小規模な広場を増やすべき』と均衡しています。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|-----------------------------|--------|--------|
| 公園を増やすべきである | 82 | 11.4 |
| 公園より小規模な広場などを増やすべき | 110 | 15.3 |
| 大規模な公園を増やすべき | 35 | 4.9 |
| 今ある公園を再整備するなど、有効活用すべき | 354 | 49.2 |
| 利用者の少ない公園は廃止して、その他の用途に活用すべき | 95 | 13.2 |
| わからない | 24 | 3.3 |
| その他 | 8 | 1.1 |
| 無回答 | 11 | 1.5 |
| 合計 | 719 | 100.0 |



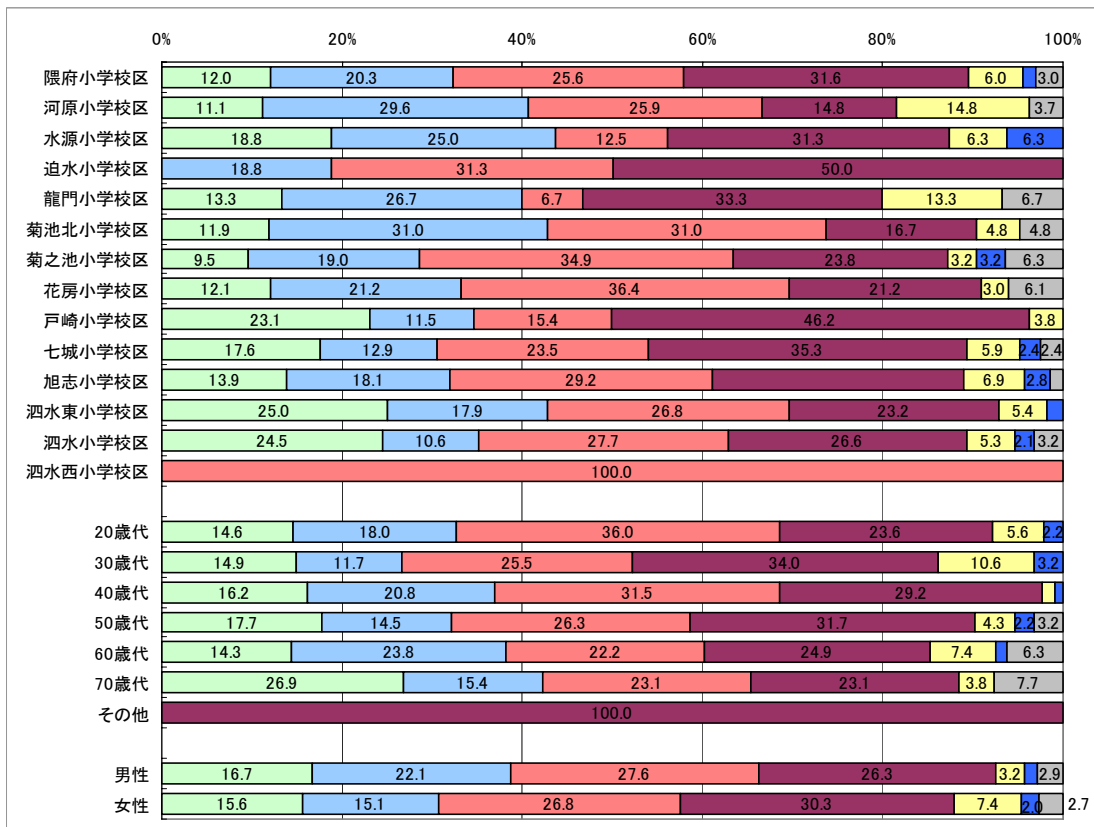
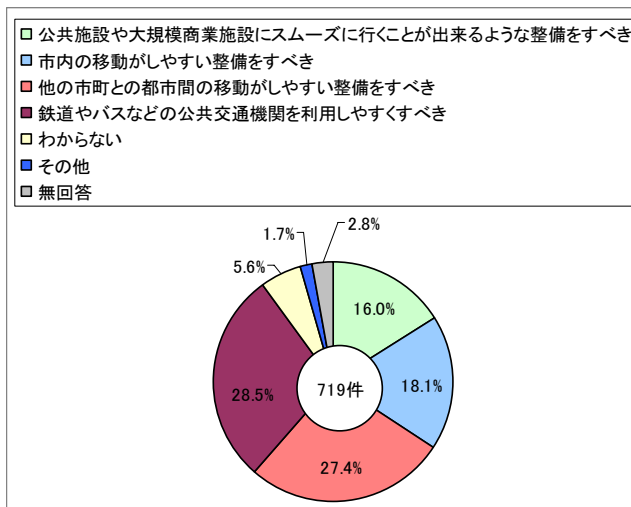
問5-10 道路・交通ネットワークの整備について（複数回答）

『鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすく』が28.5%と最も多いものの、次の『他の市町との都市間の移動がしやすい整備』（27.4%）との値の差は小さく、均衡したものとなっています。

地区別では、迫水、戸崎小学校区で特に『鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすく』の値が高く、『他の市町との都市間の移動がしやすい整備』は菊之池、花房小学校区での要望が高いなど、居住区による違いが見られます。

また、どの年代でも『鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすく』、『他の市町との都市間の移動がしやすい整備』の要望は多く、さらに60歳代では『市内の移動がしやすい整備』も多くなっています。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|-------------------------------------|--------|--------|
| 公共施設や大規模商業施設にスムーズに行くことができるような整備をすべき | 115 | 16.0 |
| 市内の移動がしやすい整備をすべき | 130 | 18.1 |
| 他の市町との都市間の移動がしやすい整備をすべき | 197 | 27.4 |
| 鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しやすくすべき | 205 | 28.5 |
| わからない | 40 | 5.6 |
| その他 | 12 | 1.7 |
| 無回答 | 20 | 2.8 |
| 合計 | 719 | 100.0 |



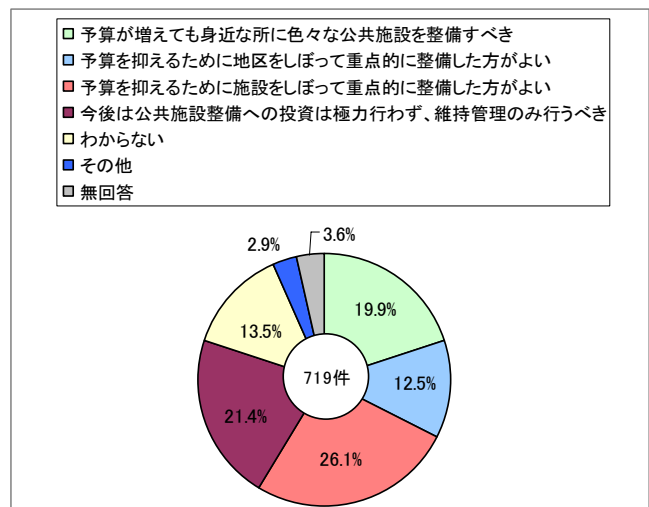
問5-11 公共的な施設（道路や公園、下水道など）の整備について

『予算を抑えるために施設をしぼって重点的に整備した方がよい』と回答した人が 26.1%と最も多く、次いで『今後は公共施設整備への投資は極力行わず、維持管理のみ行うべき』（21.4%）となり、公共施設整備には慎重な意見が多く占める結果となりましたが、『予算が増えても身近な所に色々な公共施設を整備すべき』も 19.9%に上り、整備に積極的な意見も少なくありません。

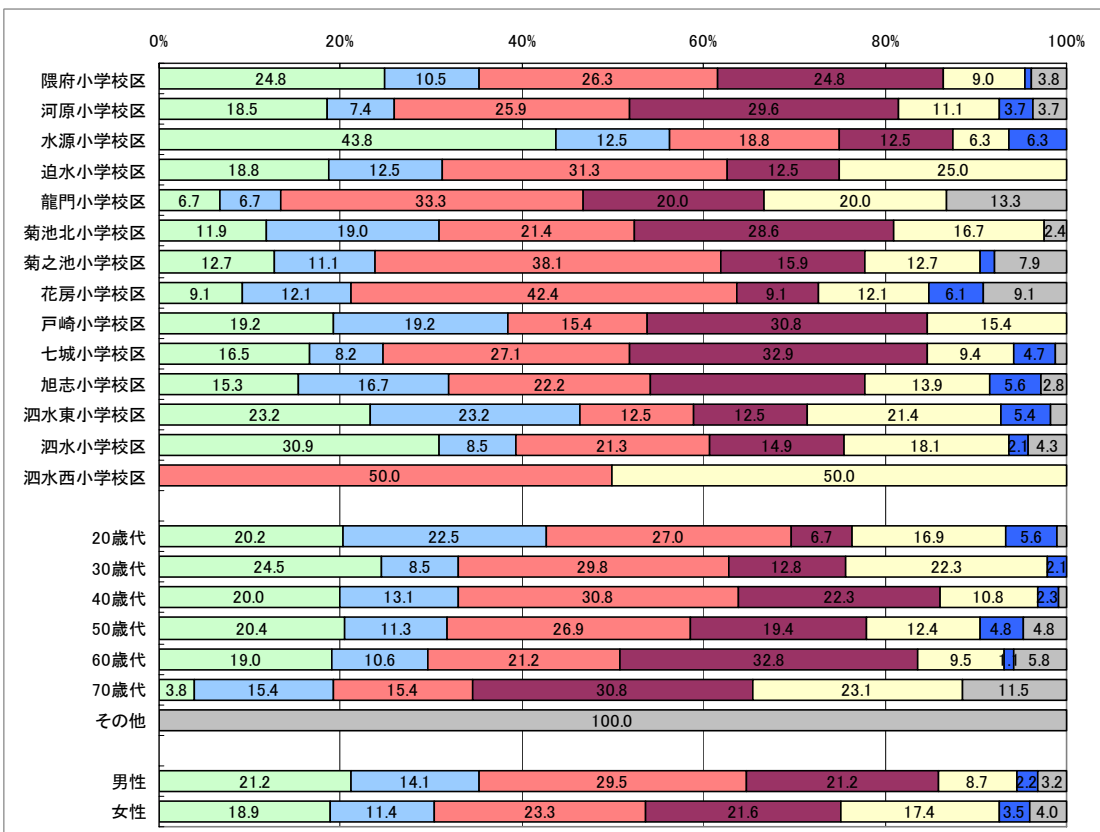
また、地区別では『身近な所に色々な公共施設を整備すべき』は水源小学校区で、『施設をしぼって重点的に整備した方がよい』は花房、菊之池小学校区で多くの支持を得ました。

さらに『公共施設整備への投資は極力行わず、維持管理のみ行うべき』は、戸崎、七城小学校区、60、70代で支持を集めました。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|--------------------------------|--------|--------|
| 予算が増えても身近な所に色々な公共施設を整備すべき | 143 | 19.9 |
| 予算を抑えるために地区をしぼって重点的に整備した方がよい | 90 | 12.5 |
| 予算を抑えるために施設をしぼって重点的に整備した方がよい | 188 | 26.1 |
| 今後は公共施設整備への投資は極力行わず、維持管理のみ行うべき | 154 | 21.4 |
| わからない | 97 | 13.5 |
| その他 | 21 | 2.9 |
| 無回答 | 26 | 3.6 |
| 合計 | 719 | 100.0 |



参考資料

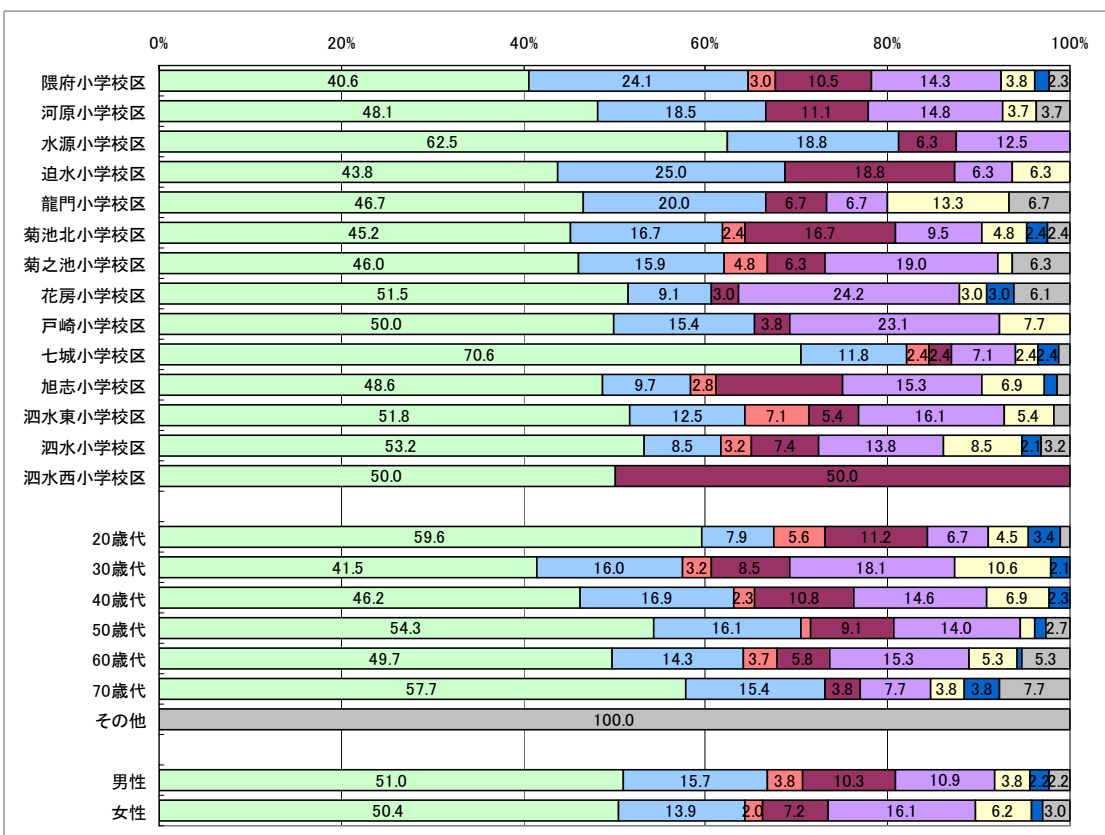
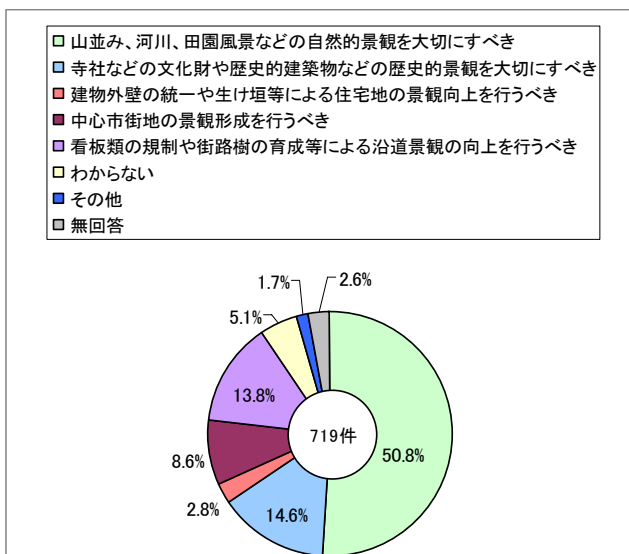


問5-12 景観形成について

『山並み、河川、田園風景などの自然的景観を大切にすべき』(50.8%)が最も多くの解答を得、2位以降を、大きく引き離す結果となりました。

また、全ての地区別、年代別、性別でも『山並み、河川、田園風景などの自然的景観を大切にすべき』が最も多くの回答を得ました(その他の年代を除く)。

| | 回答数(件) | 構成比(%) |
|--------------------------------|--------|--------|
| 山並み、河川、田園風景などの自然的景観を大切にすべき | 365 | 50.8 |
| 寺社などの文化財や歴史的建築物などの歴史的景観を大切にすべき | 105 | 14.6 |
| 建物外壁の統一や生け垣等による住宅地の景観向上を行うべき | 20 | 2.8 |
| 中心市街地の景観形成を行うべき | 62 | 8.6 |
| 看板類の規制や街路樹の育成等による沿道景観の向上を行うべき | 99 | 13.8 |
| わからない | 37 | 5.1 |
| その他 | 12 | 1.7 |
| 無回答 | 19 | 2.6 |
| 合計 | 719 | 100.0 |

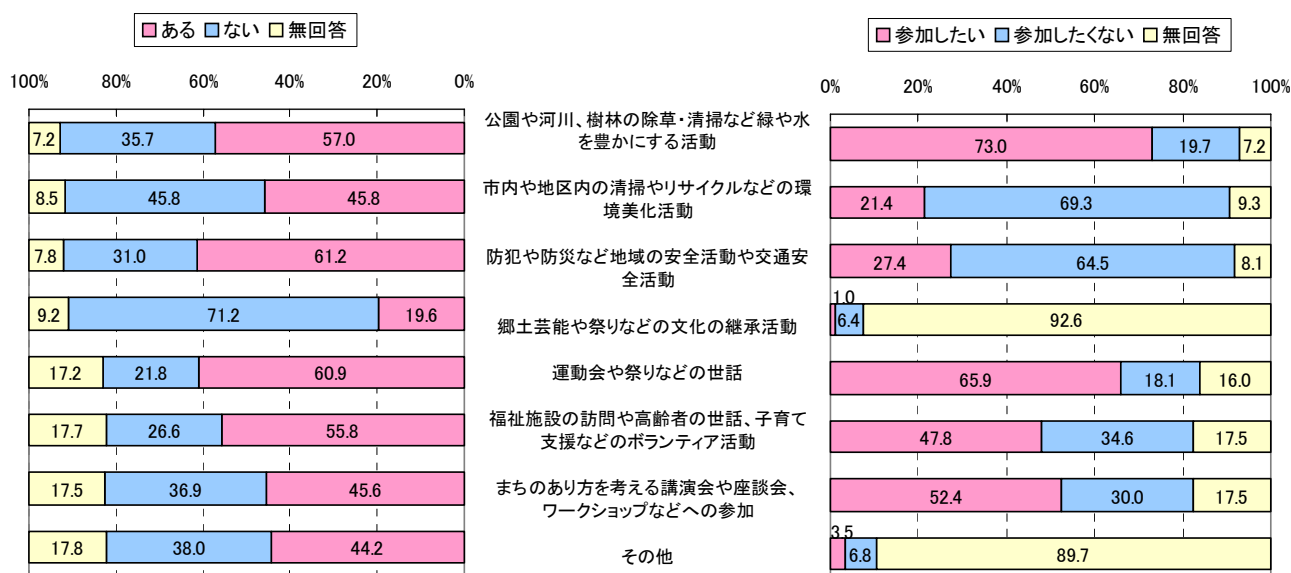


(6) 地域活動への参加について

問 6-1 地域活動への参加経験、今後の参加意向

『郷土芸能や祭りなどの文化の継承活動』以外は、参加したことが『ある』が『ない』を上回り、中でも『防犯や防災など地域の安全活動や交通安全活動』は 61.2%もの人が参加経験が『ある』と答えています。

一方、今後の参加意向については『公園や河川、樹林の除草・清掃など緑や水を豊かにする活動』(73.0%) や、『運動会や祭りなどの世話』(65.9%)、『まちのあり方を考える講演会や座談会、ワークショップなどへの参加』(52.4%)、『福祉施設の訪問や高齢者の世話、子育て支援などのボランティア活動』(47.8%)などで参加の意向が高いものの、『市内や地区内の清掃やリサイクルなどの環境美化活動』(69.3%)、『防犯や防災など地域の安全活動や交通安全活動』(64.5%)は、『参加したくない』と解答した人が多くなっています。



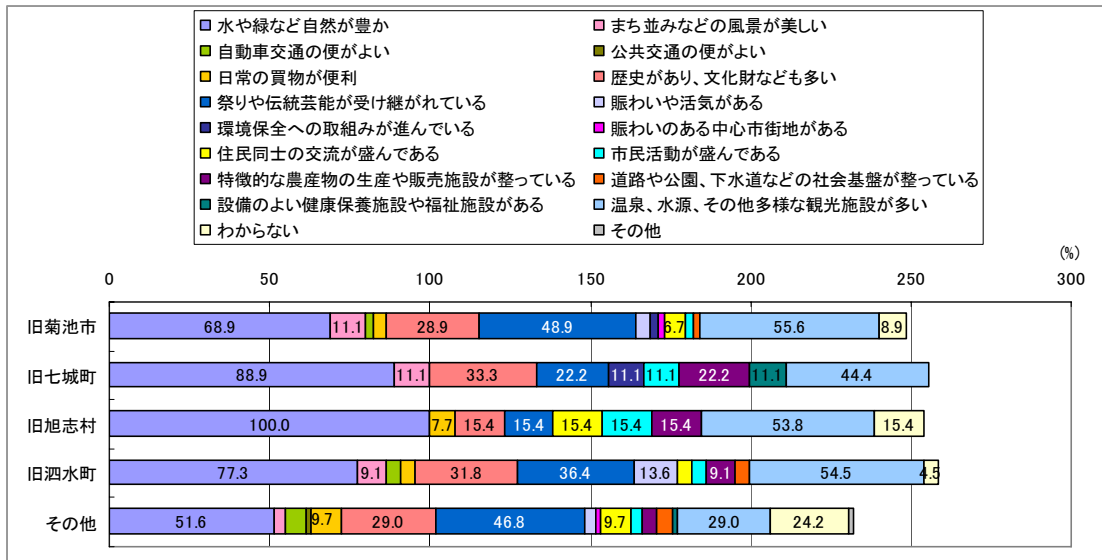
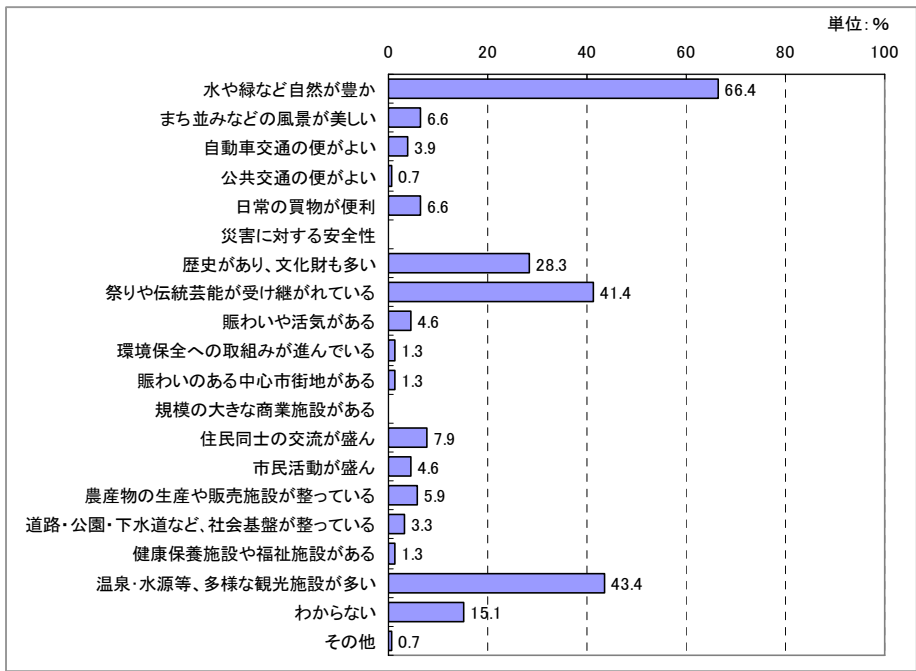
【高校生アンケート調査】

- ★ 調査対象 : 菊池市内の高校生（154人）
- ★ 調査方法 : 直接配布・直接回収
- ★ 回収結果 : 154人
- ★ 調査期間 : 平成19年10月

(1) 菊池市全体について

問2 菊池市の良いところはどのようなことと思うか（複数回答：解答数3つ）

『水や緑など自然が豊か』（66.4%）、『温泉・水源等、多様な観光施設が多い』（43.4%）、『祭りや伝統芸能が受け継がれている』（41.4%）など、自然や歴史資源などをあげる人が多い反面、市街地の賑わいや活気、社会基盤整備や利便性などに対するポイントはどれも低いものとなっています。



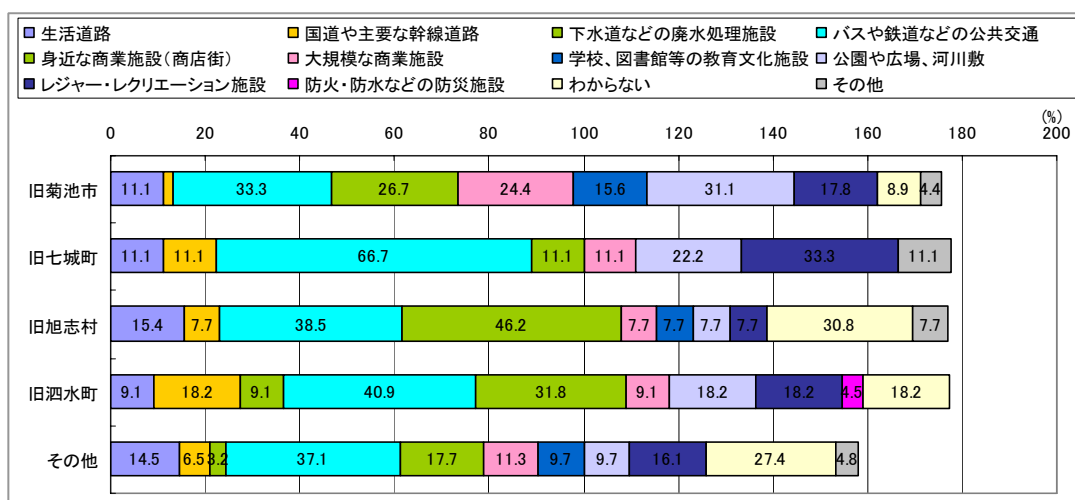
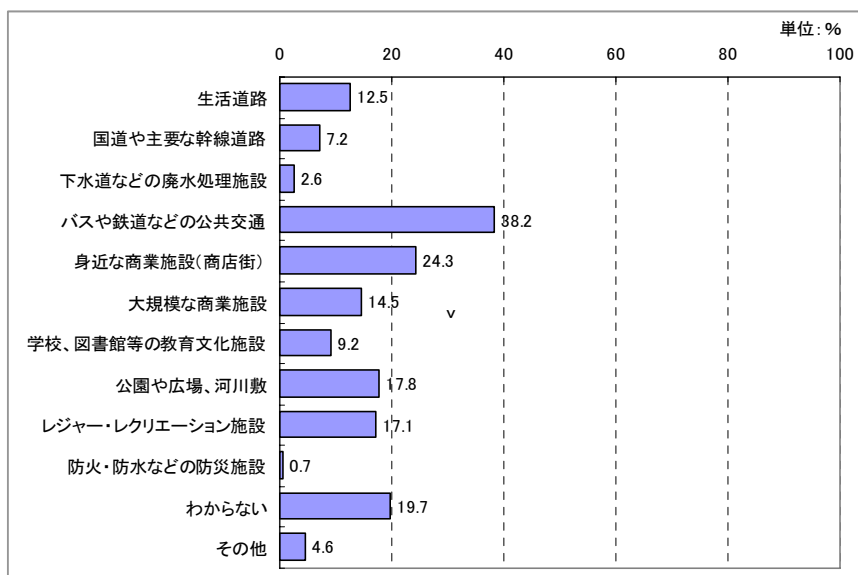
問3 菊池市に最も足りないと思うもの（複数回答：解答数2つ）

『バスや鉄道などの公共交通』（38.2%）、『身近な商業施設』（24.3%）と答えた人がやや多く、身近な生活環境における利便性に不満を感じているものと考えられます。

地域別では『バスや鉄道などの公共交通』は、旧七城町で特に高い値となっています（66.7%）。旧旭志村では『レジャー・レクリエーション施設』もやや値が高くなっています。

また『身近な商業施設』は旧旭志村（46.2%）や旧泗水町（31.8%）で高い値となっています。

| | 回答数 | 構成比 (%) | | 回答数 | 構成比 (%) |
|----------------|-----|---------|-------------------|-----|---------|
| 1 生活道路 | 19 | 12.5 | 7 学校、図書館等の教育文化施設 | 14 | 9.2 |
| 2 国道や主要な幹線道路 | 11 | 7.2 | 8 公園や広場、河川敷 | 27 | 17.8 |
| 3 下水道などの廃水処理施設 | 4 | 2.6 | 9 レジャー・レクリエーション施設 | 26 | 17.1 |
| 4 バスや鉄道などの公共交通 | 58 | 38.2 | 10 防火・防水などの防災施設 | 1 | 0.7 |
| 5 身近な商業施設(商店街) | 37 | 24.3 | 11 わからない | 30 | 19.7 |
| 6 大規模な商業施設 | 22 | 14.5 | 12 その他 | 7 | 4.6 |



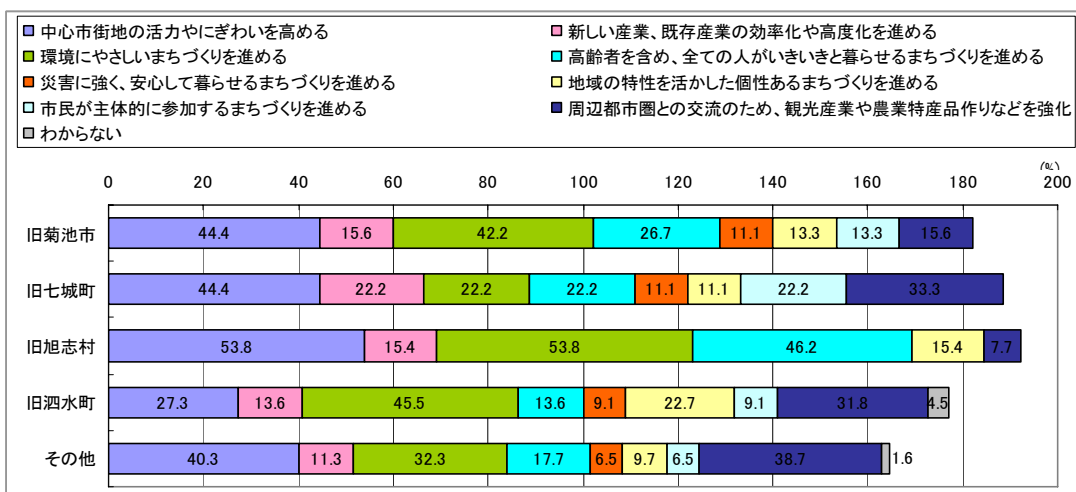
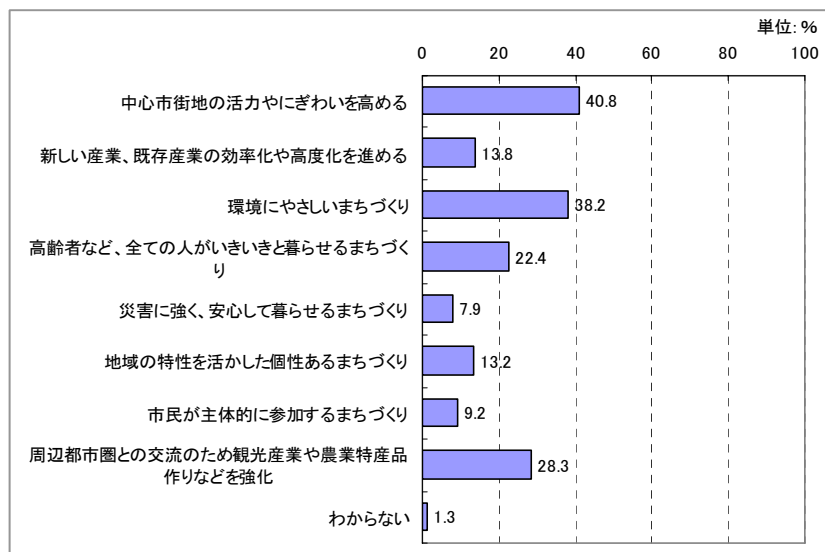
参考資料

問4 菊池市のまちづくりにおいて最も重要な課題

『中心市街地の活力やにぎわいを高める』が、最も多いものの(40.8%)、『環境にやさしいまちづくりを進める』も高い値となり(38.2%)、まちの発展を望むと共に地球環境への関心も高いことが伺えます。次いで『周辺都市圏との交流のため、観光産業や農業特産品作りなどを強化する』(28.3%)、『高齢者を含め、全ての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進める』(22.4%)と続きます。

地域別では旧菊池市、旧七城町、旧旭志村で『中心市街地の活力やにぎわいを高める』の値が高く、旧旭志村では『環境にやさしいまちづくり』や『全ての人がいきいきと暮らせるまちづくり』の値も高くなっています。

| | 回答数 | 構成比 (%) |
|------------------------------------|-----|---------|
| 1 中心市街地の活力やにぎわいを高める | 62 | 40.8 |
| 2 新しい産業、既存産業の効率化や高度化を進める | 21 | 13.8 |
| 3 環境にやさしいまちづくりを進める | 58 | 38.2 |
| 4 高齢者を含め、全ての人がいきいきと暮らせるまちづくりを進める | 34 | 22.4 |
| 5 災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進める | 12 | 7.9 |
| 6 地域の特性を活かした個性あるまちづくりを進める | 20 | 13.2 |
| 7 市民が主体的に参加するまちづくりを進める | 14 | 9.2 |
| 8 周辺都市圏との交流のため、観光産業や農業特産品作りなどを強化する | 43 | 28.3 |
| 9 わからない | 2 | 1.3 |



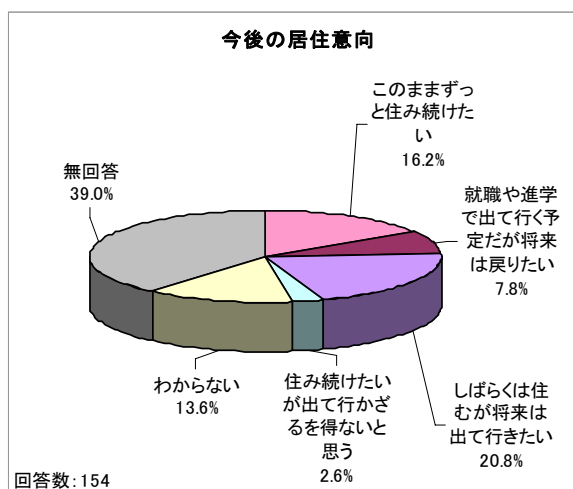
問5 今後の居住意向

『無回答』、『わからない』を併せると過半数を超え、多くの高校生は将来について決めかねていることが伺えます。次いで『しばらくは住むが将来は出て行きたい』(20.8%)、『このままずっと住み続けたい』(16.2%)の順となり、今後の居住を考えている人24.0%、出て行くことを考える人23.4%と、ほとんど同じ数値になりました。

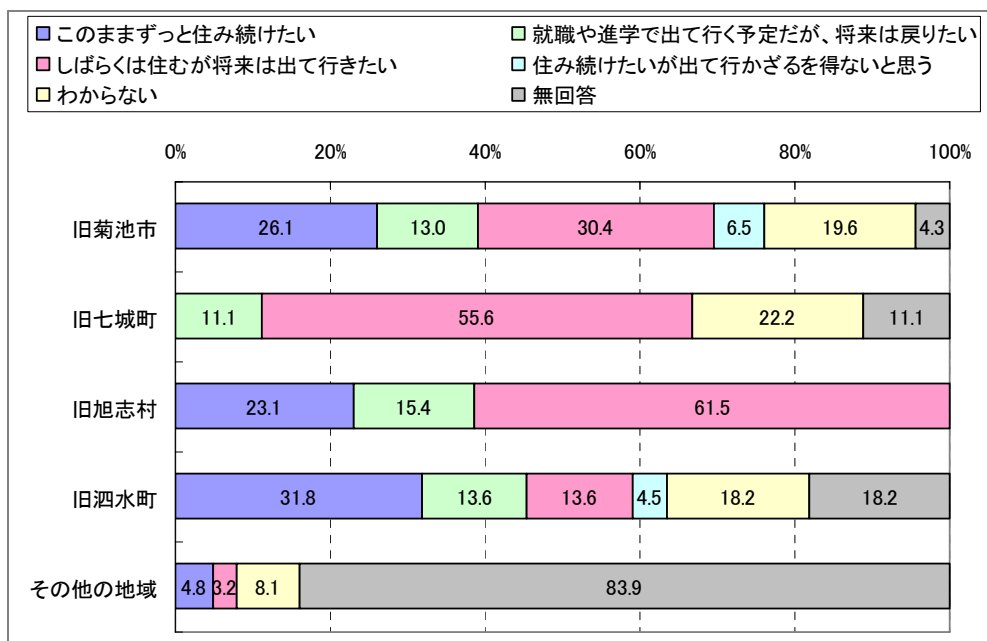
地域別では『しばらくは住むが将来は出て行きたい』が、旧七城、旧旭志村で非常に多くなっています。『このままずっと住み続けたい』は旧泗水町で最も高い値となりました。

【単純集計結果】

| | 回答数 | 構成比(%) |
|-----------------------|-----|--------|
| このままずっと住み続けたい | 25 | 16.2 |
| 就職や進学で出て行く予定だが将来は戻りたい | 12 | 7.8 |
| しばらくは住むが将来は出て行きたい | 32 | 20.8 |
| 住み続けたいが出て行かざるを得ないと思う | 4 | 2.6 |
| わからない | 21 | 13.6 |
| 無回答 | 60 | 39.0 |
| 合計 | 154 | 100.0 |



【地域別クロス集計結果】



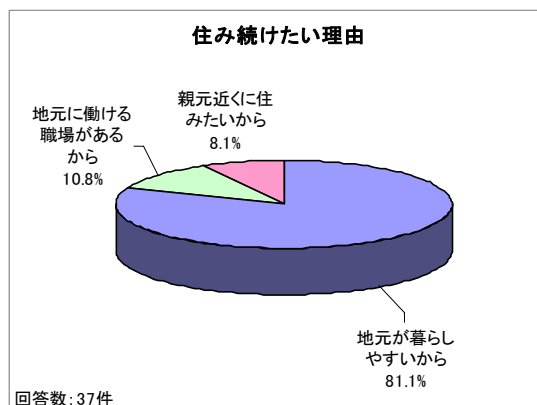
付問 A 住み続けたい理由（住み続けたい、将来戻ってきたい人のみ）

ほとんどの高校生が『地元が暮らしやすいから』を理由に選び、非常に高い値となりました（81.1%）。『地元に通ける職場があるから』は10.8%にとどまりました。

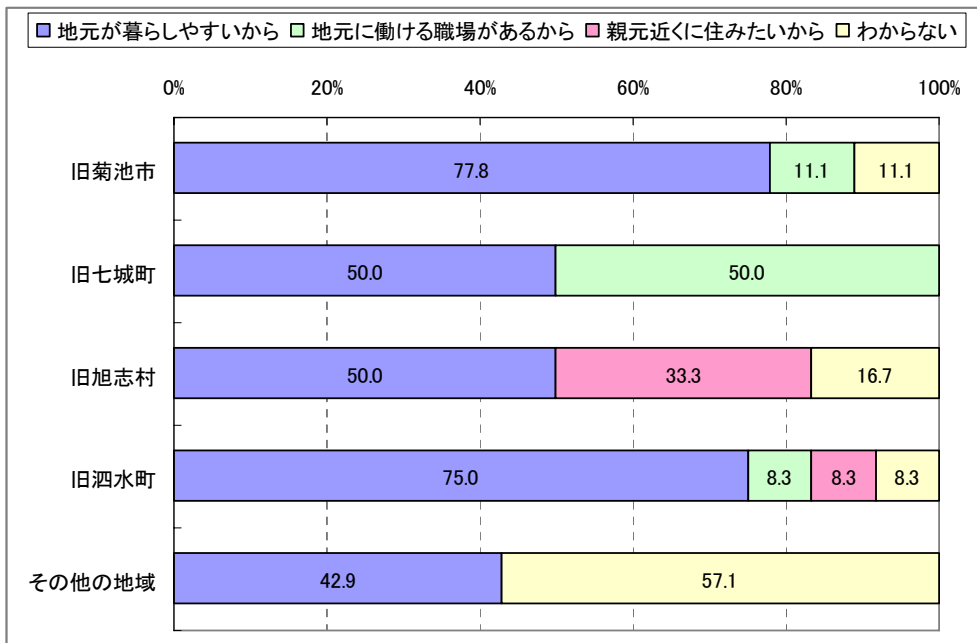
地域別でも『地元が暮らしやすいから』を選んだ地域は多く、特に旧菊池市、旧泗水町では高い構成比となっています。『地元に通ける職場があるから』は旧七城町で50.0%となっています。

【単純集計結果】

| | 回答数 | 構成比(%) |
|---------------|-----|--------|
| 地元が暮らしやすいから | 30 | 81.1 |
| 地元に通ける職場があるから | 4 | 10.8 |
| 親元近くに住みたいから | 3 | 8.1 |
| 合計 | 37 | 100.0 |



【地域別クロス集計結果】



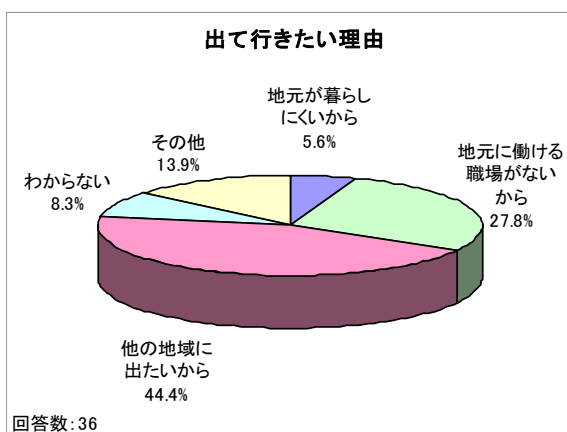
付問B 出て行きたい理由

『他の地域に出たいから』を理由にあげた高校生が最も多く（44.4%）、次いで『地元に通ける職場がない』（27.8%）、『その他』（13.9%）の順となっています。『地元が暮らしにくいから』はわずか5.6%にとどまっています。

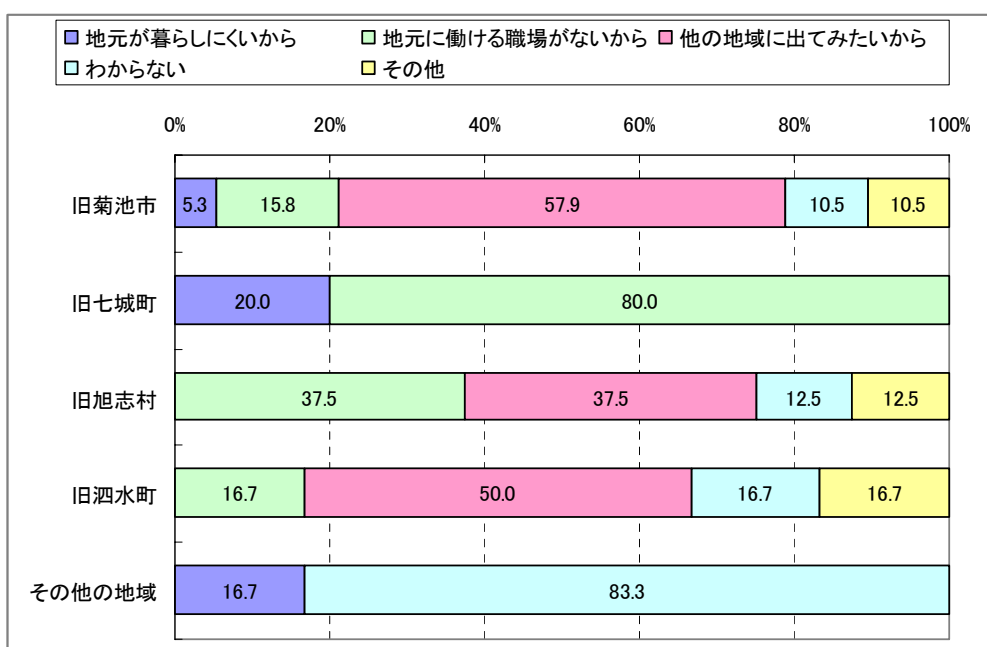
地域別では『他の地域に出たいから』は旧菊池市、旧泗水町で特に多くなっています。『地元に通ける職場がない』は、旧七城町で特に高い値（80.0%）を示しています。

【単純集計結果】

| | 回答数 | 構成比(%) |
|---------------|-----|--------|
| 地元が暮らしにくいから | 2 | 5.6 |
| 地元に通ける職場がないから | 10 | 27.8 |
| 他の地域に出たいから | 16 | 44.4 |
| わからない | 3 | 8.3 |
| その他 | 5 | 13.9 |
| 合計 | 36 | 100.0 |



【地域別クロス集計結果】



4. 用語解説

あ

○ 運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一種です。都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市の規模に応じて1箇所あたり面積15～75haを標準として配置します。

○ 沿道型商業サービス地

幹線道路等の沿道において、大量の交通量を背景に、商業・サービスを主とする施設等により形成された地域をいいます。

か

○ 街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は0.25ha、誘致距離250mを標準とします（旧児童公園）。

○ 河川環境管理基本計画

近年、河川は水辺空間の活用や湖水祭り等の各種イベントにより人と人、さらには各地域間の交流の拠点となっています。過去から現在、そして未来へとさまざまな交流の場としての魅力あふれる水辺空間の創造を図るために方針等を定めた計画です。

○ 合併処理浄化槽

浄化槽には、し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」と、し尿と生活雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」とがあります。合併処理浄化槽の処理水質はBOD20ppmと下水道並であり、下水道計画のない農村や山村だけでなく下水道計画が遅れている地域でも導入が進んでいます。平成13年4月1日浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の設置は、原則禁止されました。

○ 近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は2ha、誘致距離500mを標準とします。

○ 区域区分（線引き）

都市計画区域の中を市街地として積極的に開発・整備する区域すなわち、既に市街地を形成している区域及び10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図る「市街化区域」と、これに対して市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分する（いわゆる「線引き」をする）制度です。開発許可制度と連動して運用され、市街化調整区域においては開発や建築活動に強い規制がかかります。

○ 空洞化

居住人口が減少するとともに、生活利便施設の減少やコミュニティの衰退など、生活機能が低下する現象をいいます。

○ グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在して、自然豊かな環境でその土地での生活体験をしたり、レクリエーション等の余暇活動を行うことです。

○ 建築協定

建築物の利用を増進し、かつ土地の環境を改善するため、一定区域内の土地所有者等全員の合意により、その地域内における建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠又は建築設備に関する基準について、条例に基づき市長の認可を受けて締結される協定をいいます。住宅地の環境、商店街の利便性を維持増進する目的で定めるものです。

○ 建築形態規制

住民の生活の安全や快適さを守ることや、周辺の住環境に支障がないよう建築物の大きさ・高さなどを規制するもので、主な規制内容には容積率・建ぺい率・道路斜線制限・隣地斜線制限があります。

○ 県立自然公園

自然公園法に基づいて、都道府県が指定する自然豊かな公園をいいます。

○ コーホート要因法

将来人口の推計方法の一つで、国際人口移動を考慮しつつ、すでに生存する人口については将来生命表を用いて年々加齢していく人口を求めると同時に、新たに生まれる人口については、将来の出生率を用いて将来の出生数を計算してその生存数を求める方法です。コーホート要因法によって将来人口を推計するためには、(1) 基準人口、(2) 将来の生残率、(3) 将来の出生率、(4) 将来の出生性比、(5) 将来の国際人口移動数(率)のデータを必要とします。

○ 公共下水道

主として市街地における下水(雨水・汚水)を排除、または処理するために地方公共団体が管理する下水道のことで、終末処理場を有し汚水を排除すべき排水施設の相当部分が地中に埋設された構造によるものをいいます。

○ 交通アクセス機能

ある場所への出入りや到達するための手段、または交通手段をいいます。

○ 交通結節機能

駅前広場や駐車場・駐輪場などのように、鉄道・バス・自転車などの異種の交通手段間をつなぐ機能をいいます。

○ 高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口の割合をいいます。

○ 国勢調査

日本国内の人口・世帯・産業構造などの現在の状況を明らかにするもので、各種の行政施策を立案するための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに国が実施する統計調査です。日本国内にふだん住んでいるすべての人（外国人も含む）を、ふだん住んでいるところで調査します。

○ コミュニティ道路

歩行者などが安全、かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ植栽やストリートファニチャーを設けるなど、歩行・休息・会話・遊びなど地域の人々の様々な要請を満たし、地域に密着した道路をいいます。

さ

○ 市街地開発事業

地域が抱える課題を解消するため、一定の区域を定め地域の状況に応じた整備手法を用いて道路や公園などの都市施設を含んだ面的整備を行い、良好な市街地を形成する事業をいい、具体的には土地区画整理事業や市街地再開発事業などが挙げられます。

○ 市街地更新

耐火建築物が少ない、公共施設が不十分である、土地利用が細分されているなど、既成の市街地が抱える問題を解消することを目的とし、一定のまとまりのある既成市街地に対して、各種制度や規制による誘導を図り、優良な市街地等の形成・改変を行うことをいいます。

○ 市街地再開発事業

昭和44年に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と併せて公共施設の整備を行う事業（都市再開発法第2条第1号）をいいます。低層の木造建築物が密集し、道路・公園などの公共施設が不足、土地の利用が細分化されて災害の危険性もある地区について細分化された土地を統合し、不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、併せて道路・公園などの公共施設を整備するものです。施行地区内の利権者の権利の変換方法の違いによって第一種市街地再開発事業(権利変換方式)と第二種市街地再開発事業(用地買収方式)とに区分されています。市街地再開発事業の仕組みを活用し、個々の地区の特性にふさわしい事業を行うものとして、歴史的建築物等活用型再開発事業があります。

なお、市街地再開発事業・住宅地区改良事業等法律に基づいて行われる再開発を「法定再開発」、優良建築物等整備事業・特定民間再開発事業等の法律に基づかない再開発を「任意再開発」といいます。

○ 住環境整備事業

住宅が密集し不良住宅の密度も高く、公共施設が不足しているなど住環境を改善する必要がある地区について、地方公共団体等が事業主体となって住宅事情の改善と住環境の整備を併せて行う、国土交通省が定めた事業です。具体的には、不良住宅の除去・改修、公共施設の整備、モデル住宅の建設などを実施するものです。

○ 人口密度

単位面積当たりの人口をいいます。対象面積のとり方によって人口密度は異なった値となります。

○ 親水空間

河川、海岸、池、湖沼など水辺の形態や規模を問わず、水を主題として意図的に水と親しむことを主目的とした空間をいいます。

○ スプロール

市街化が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成することで「アーバン・スプロール (urban sprawl)」ともいいます。

スプロールの弊害は、

- ①道路や下水道が整備されないまま低質な市街地が形成され、防災や環境上の問題を生じる。
- ②市街地が開発不適地まで拡散し、公共投資の非効率化を招く。
- ③形成された低質な市街地をその後良好な環境に改変するには、社会的に困難が伴うだけでなく膨大な経費を要する。
などが挙げられます。

○ 総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一種です。都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置します。

た

○ 建物用途の混在

住商・住工・住商工といったように建物用途の混在していることをいい、さまざまな建物用途の混在は、日照障害、建てづまり、騒音、生活環境道路への大量の車の流入などのいろいろな弊害が起こる要因となっています。

○ 地区計画

それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことがらを市町村が都市計画法に基づいて定める地区レベルの都市計画です。具体的には建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園などの配置について方針や基準を定め、景観のすぐれたまちづくりを進める手法です。

○ 治山・治水事業

治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る事業です。一方、治水事業とは、洪水による氾濫から人々の生命と財産を守るため、ダムや、放水路、遊水地・調節池、築堤・護岸整備などを行う事業のことをいいます。

近年の都市化により、田畑や山林などが減少し、降雨時に水を吸収する「保水機能」と水をため込む「遊水機能」が低下し、大雨が降ると川に水が一気に流れ込むことによって洪水が発生するという構造が生まれています。このような災害に対する対策は、治山事業または治水事業による単独の対策ではなく、治山・治水事業の連携による対策が重要となっています。

○ 中心市街地

商業・業務・住居などの都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地をいいます。

○ 特定用途制限地域

平成 12 年の都市計画法の改正により創設された建築物の用途規制の一つで、市街化調整区域を除く用途地域外の区域において、自治体が建築物の用途に対して細かい規制を加えることのできる地域をいいます。たとえば、用途地域外の区域で危険性の高い工場や風俗産業の建築物などについても規制を加えることができますようになります。

○ 特別用途地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、特別な目的からの土地利用の増進及び環境の保護を目的として用途地域の中に地方自治体が指定する地区をいい、目的に沿った建築物の規制等をより細かく指定できます。

○ 都市計画基礎調査

都市計画法では概ね 5 年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされており、この都市計画に関する基礎的調査のことをいいます。

○ 都市計画区域

都市計画法に基づき、市又は人口、就業者数など一定の要件を満たす町村において、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することを目的として県が指定する区域をいいます。

都市計画区域では、用途地域や道路・公園などの都市計画を定め、土地利用の適正な規制・誘導や都市計画事業等による都市施設の整備を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることとしています。

○ 都市計画区域マスタープラン

平成 12 年の都市計画法の改正により新設された制度で、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称です。都市計画区域マスタープランは、都市計画区域の人口や産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大まかな道筋を明らかにするもので、都市計画ごとに、①都市計画の目標、②区域区分(線引き)の要否及び区域区分を行う場合はその方針、③その他主要な都市計画(土地利用、都市施設及び市街地開発事業)に関する決定の方針を定めます。

○ 都市計画道路

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法によって定められた道路です。都市計画道路が定められると、その計画線内にかかる建築物や土地には一定の制限がかかり、みだりに建物を建てたり開発をすることができなくなります。その分計画的に道路の整備が可能となるだけでなく、街区の形成による災害に強い秩序ある都市づくりを図ることができます。

○ 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 で規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想(総合計画等)や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、公聴会など住民意見を反映する方策を取り入れて策定します。策定後は計画の公表と知事への通知が義務付けられています。市町村の都市計画は、このマスタープランに即して進められることとなります。

○ 都市公園

都市計画法や都市公園法で位置付けられている公園や緑地をいいます。国が設置する国営公園等や地方自治体が設置する街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園・運動公園・広域公園などがあります。

○ 土地区画整理事業

公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、換地手法によって土地の区画形質を変更し、道路、公園、広場などの公共施設の整備を行う事業をいいます。

○ 土地利用基本計画

国土利用計画法第 9 条において、都道府県が国土利用計画を基本としつつ、当該都道府県の都市地域・農業地域・森林地域・自然公園地域・自然保全地域について定めるものです。土地利用基本計画は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等をはじめとした個別行政目的を達成するための個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として位置付けられ、これらの諸計画の総合調整機能を果たします。

な

○ 農業集落排水事業

農村集落におけるトイレ、台所、風呂場などの生活雑排水を集めて、これをきれいに処理して水路や川に戻すことにより、農村の水環境や農作物の生産条件の改善とともに農村の生活環境を快適にする事業です。

は

○ パークアンドライド

自動車で駅等に隣接した駐車場まで行き、そこに自動車を駐車し、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換える方式をいいます。都市中心部の道路混雑の緩和や環境負荷の低減、公共交通機関の利用促進などに寄与します。

○ バリアフリー

高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。

もともとは段差解消などのハード面（施設）の色彩が強いが、現在では、高齢者や障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味も含んでいます。

ま

○ 水と緑のネットワーク

公園・緑地等の整備を図ると同時に、河川や海辺等の水環境の復元を進めることにより水とみどりを面的かつ線的に関連づけ、うるおいある環境づくりを図ることをいいます。

○ 緑の基本計画

平成6年6月の都市緑地保全法の改正により、従来の「緑のマスタープラン」と「都市緑化推進計画」を統合した緑の総合計画となる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、その内容は区市町村が主体的に制定するもので、「都市計画区域マスタープラン」、「市町村マスタープラン」と整合がとれたものとします。

○ ミニ宅地開発地

小規模な戸建て住宅群の開発地をいいます。行き止まり道路が多い、周辺環境との整合が確保されていない等の問題点が見られます。

○ 未利用地

本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地のうち、市街地内等に残る空き地や、商店街等で青空駐車場として利用されている土地等、効率的な利用がなされていない土地をいいます。

○ モータリゼーション

交通の自動車化、大衆の生活の中に自動車が広く普及することをいいます。

や

○ 誘致距離

公共施設などを計画する際、標準的な利用圏として設定する距離をいいます。周辺地域の条件が均質であれば、その施設を中心とする円を描くことになるので誘致半径ともいい、例えば街区公園の誘致距離は半径 250mを標準としています。

○ ユニバーサルデザイン

高齢者を含む全ての人が安全かつ快適に利用できるようにデザインされた公共施設や建物、製品などを指し、バリアフリーをさらに進めた考え方です。ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザイン研究所の所長故ロン・メイス氏が提唱した「ユニバーサルデザインの7原則」により明確にされたもので、以下のとおりです。

- 1) 誰にでも便利で市場性に富む公平な利用ができること。
- 2) 各個人の多様な選択と能力に応じたフレキシビリティのある使用が可能なこと。
- 3) 経験・知識・言語能力や熟中度に関わらず、簡単で直感的な使用方法であること。
- 4) 周囲の状況や使用者の知覚能力に関わらず、必要な情報が効果的に知覚可能なこと。
- 5) 危険や不測の事態を最小限にとどめ、エラーに対する許容性を確保していること。
- 6) 効率的、かつ快適に利用でき、身体にかかる負担が少ないこと。
- 7) 体格・姿勢・可動性の如何に関わらず、接近・到達・操作・使用の際に適正な寸法・体系・空間が確保されていること。

○ 用途地域

都市機能の維持・増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途・容積率・建ぺい率及び各種の高さについて制限を行うもので、住宅系・商業系・工業系など 12 種類に区分して定めることとしています。

| 種 類 | 目 的 |
|--------------|--|
| 第一種低層住居専用地域 | 低層住宅専用地域として良好な住環境の保護又は保全を図る地域で、住宅のほか小中学校、図書館等は建築可能。 |
| 第二種低層住居専用地域 | 低層住宅専用地域として良好な住環境を保全しつつ、住民の利便性にも配慮して、床面積が 150 m ² 以内の店舗等は建築可能。 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 中層住宅（3～5 階建）を含む住宅地としての良好な住環境の保護又は保全を図る地域で、病院や大学、床面積が 500 m ² 以内の店舗等は建築可能。 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 中高層住宅（4 階建以上）を含む住宅地としての良好な住環境の保護又は保全を図る地域で、病院や大学、床面積が 1,500 m ² 以内の店舗事務所等は建築可能。 |
| 第一種住居地域 | 既成市街地にあつて住環境を保護するための地域であり、大規模な店舗、事務所等の建築を制限する必要がある地域。 |
| 第二種住居地域 | 既成市街地にあつて、ある程度用途の混在を許容しつつ、主として住環境を保護する必要がある地域。 |
| 準住居地域 | 道路に面した地域で、自動車関連施設等の沿道にふさわしい業務施設の立地を許容しつつ、住環境を保護する地域。 |
| 近隣商業地域 | 近隣の住民が、日用品の買い物をする店舗やサービス業務を受けるための施設の立地を図る地域。 |
| 商業地域 | 都市の中心部等で、主として商業、業務及び娯楽等の施設の集中立地を図るべき地域。 |
| 準工業地域 | 主として環境の悪化をもたらす恐れがない工業の利便の増進を図る地域。 |
| 工業地域 | 主として工業の利便の増進を図る地域で、学校、病院、ホテル等の建築はできない。 |
| 工業専用地域 | 工業の利便の増進を図るための地域で、どんな工場でも建てられるが、住宅や店舗等は建築できない。 |

ら

○ ランドマーク

都市や地域の中にあつて、視覚的な目印となる対象物のことをいいます。タワーのような建造物や山、島などがあてはまります。

○ 緑地協定

都市緑地保全法第 14 条に基づき、一団の土地または道路・河川などに隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定のことです。

わ

○ ワークショップ

共同作業や討論を通じて、課題発見、創造的な解決策や計画の考案、それらの評価などを行っていく住民参加の手法です。